



* 0039702000 *

0039702-000

784-41

日本の社会事業



中央社会事業協会・編

中央社会事業協会

昭14

AGI







の
社
會
事
業



緒言

我邦の社會事業は 皇室の御仁慈を源として發展して來た、而して億兆一人も其堵に安んぜざる者なきを期し給ふ御仁政は正に社會事業に於て基礎を築くものである。故に我邦の社會事業は鴻大無邊の御仁慈を奉體して之が汎き徹底を圖ることを以て最高の指導精神とする。

世界に比類なき國體を有する我邦には、舊き歴史と傳統とに依つて固有の國情があり、現在に於けるすべての社會現象は此國情を誘して觀察し判斷するところが肝要である。従つて社會事業に於ても亦國情の然らしむる特色がなくてはならない。

今や我邦社會事業の益々發展向上を約束せられつゝあるとき、如上の根本精神と特色とは日本の社會事業の名に於て大いに發揮されねばならぬ。

本書は此期待の下に廣く一般人を對象として斯業の概況を紹介したものであ

るが、尙紙數の關係等よりして盡さざる事項があり、おのづから記述を簡に止めたものもある。希くば大方讀者に於て本書の目標とする所を諒せられ幾分にも趣旨の普及並斯業の發展に資せらるれば幸甚である。

尙本書の編輯に當り厚生省社會局其他關係方面より出版されてゐる諸印刷物資料等を、参照轉用した所も少くないことを記して感謝の意を表したい。

昭和十三年八月

日本の社會事業 目次

第一章 社會事業の意義	一
第一節 皇室の御仁慈と社會事業	二
第二節 社會事業實施の動機	一四
一、人間の本能と社會事業	一四
二、社會共同意識と社會事業	一六
三、宗教的立場と社會事業	一七
四、行政的立場と社會事業	一九
第二章 我邦社會事業の變遷	二七
第一節 徳川以前に於ける救濟事業	二七
第二節 徳川時代に於ける救濟事業	三七
第三節 明治以後に於ける社會事業發達の原因	四四
一 社會事象の推移に依る發達	四四
二 社會事業の對象究明に依る發達	四八

三、人的要素に依る發達……………二〇

第四節 近時に於ける社會事業發達の傾向……………二〇

一、積極的發達……………二〇

二、分化的發達……………二一

三、組織的發達……………二二

四、公的社會事業の發達……………二二

第三章 近時に於ける社會事業の對象……………二二

第一節 貧困の原因……………二二

第二節 貧困の種類程度及貧困者數……………二三

第三節 貧困者の生活概況……………二七

第四節 社會事業の對象としての社會病……………二七

一、カド階級者と結核……………二七

二、乳兒死亡の高率……………二八

三、貧困と家族制度……………二八

四、貧困と犯罪……………二九

五、貧困生活と無籍者……………二九

第五節 貧困生活の實相……………二九

一、貧しい親子の最後……………三〇

二、細民街と賣笑婦の哀話……………三〇

三、暗黒の世界に一道の光明……………三〇

第四章 我邦社會事業の現狀……………三〇

第一節 社會事業の統制並聯絡……………三〇

一、社會事業行政……………三一

二、社會事業の聯絡……………三一

第二節 救護事業……………三一

一、救護法に依る救護……………三二

二、任意救護……………三二

三、行旅病人及行旅病死亡人救護……………三三

四、罹災救助……………三三

五、東北振興事業……………三三

第三節 軍事援護事業……………一三五

一、軍事扶助法に依る扶助……………一三五

二、軍事扶助法以外の援護状況……………一三八

三、傷兵保護事業……………一四〇

第四節 方面事業……………一四三

第五節 經濟保護事業……………一四五

一、住宅供給並改善……………一四五

二、公益質屋……………一四六

三、公益市場……………一四六

四、共同宿泊所及公設食堂……………一四七

五、公設浴場……………一四七

第六節 職業保護事業……………一四九

一、失業應急事業……………一四九

二、職業紹介事業……………一五〇

三、投産及職業輔導事業……………一五〇

四、失業共済及失業保險……………一五二

五、失業者更生訓練施設……………一五三

第七節 醫療保護事業……………一五五

一、恩賜財團濟生會其他一般救療事業……………一五七

二、精神病の看護……………一五七

三、結核の治療豫防……………一六〇

四、癩の豫防……………一六一

五、花柳病の豫防……………一六三

六、トラホームの豫防……………一六三

七、麻藥中毒……………一六四

八、保健施設擴充の計劃……………一六五

第八節 兒童保護事業……………一六八

一、乳幼兒保護事業……………一六九

二、母子保護事業……………一七〇

三、虛弱兒童保護事業……………一七〇

四、貧兒保護事業……………一七四

五、學校給食事業……………一七五

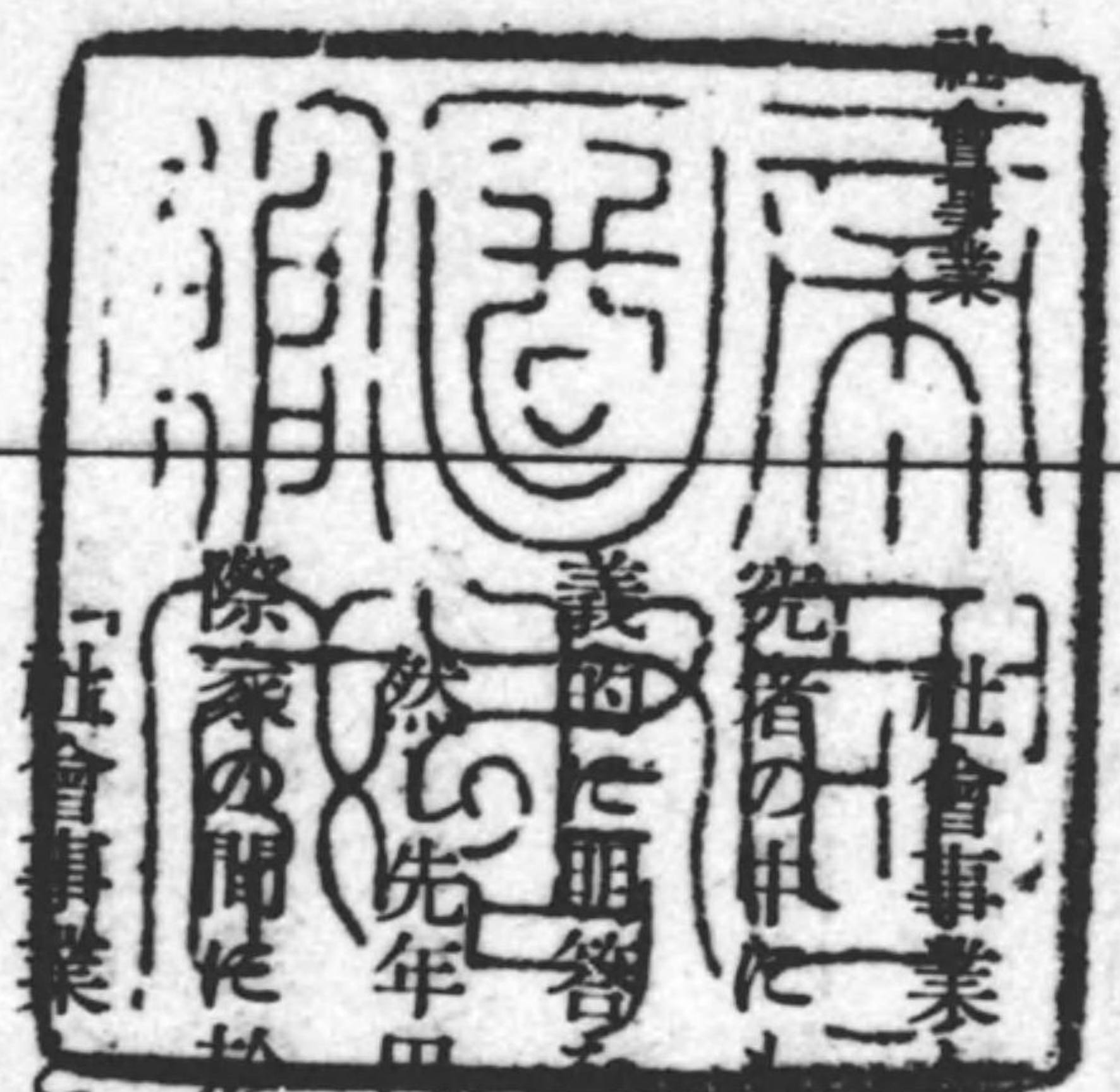
目 次

六

六、少年職業紹介及職業指導	一六六
七、勞働少年保護事業	一七〇
八、兒童虐待防止事業	一七九
九、少年教護事業	一八〇
十、異常兒童保護事業	一八〇
第九節 社會教化事業	二〇三
一、融 和 事 業	二〇三
二、社會教化事業	二〇九
三、禁 酒 運 動	二一〇
四、廢 娼 運 動	二二三
第十節 隣 保 事 業	二二三
第十一節 司法保護事業	二二八

日本の社會事業

第一章 社會事業の意義



社會事業とは何ぞや、と云ふ問に對する解答は、我國に於ける社會事業の研究の概にも、又、海外に於ける斯業の學者間にも未だ一定したものがなく定義の與へることは至難である。

然し先年巴里に開かれた第一回國際社會事業大會の際、斯業關係の學者、實際家の間に於て決定せられたものは

「社會事業とは、貧乏に原因する困窮を救濟し、個人及び家族の生活を常態に回復せしめ、又種々の社會的禍害を排除して、社會情況及び生活状態を向上改善せんとする凡ての事業である」と云ふことであつた。

我國に於て從來社會事業と稱せられて來たものは、其内容多種多様であつて、嚴密な意味に於て社會事業と稱することの出來難いものまでも包含せしめらるることあつたが、大體貧困者其他社會的弱者を救濟輔導して其生活を常態ならしめ、又各種の社會的禍害を除去して社會情況の改善、生活狀態の向上を圖るすべての事業がそれに該當するものとして考へられて來た。

さて、斯様な社會事業が從來如何なる意味で行はれて來たかを考察すると、特に我國に於ては大本上一君萬民の皇謨に基き、皇室の御仁德に因由することは言を俟たないところである。併し之を實施する一般的動機に依つて觀察すると一、人間の本能的同情心に基くもの二、社會共同意識の確認に依るもの三、宗教的信仰心に依るもの四、行政的立場に於て行はれるもの等に區別出來る。以下之等に就て略述して見よう。

皇室の御仁德

第一節 皇室の御仁慈と社會事業

我邦の社會事業は宏大無邊なる皇室の御仁慈に基いて起り且皇室の優渥なる御庇護の下に發達して來た。我が皇室と國民との關係は要約して、「義に於て君臣、情に於て父子」の一語に明瞭である。畏くも上皇室が、天變地異又は惡疫流行等の際は勿論、常時に於ても不幸なる窮民の上を深く憐み給ひて特別の恩召を賜ひ、又御大禮御大喪に際し賑恤慈惠を行はせ給ふことは古今を通じて枚擧に追なき次第で誠に感激の極みである。此皇室の御賑恤の御精神は單に物を賜はり惠を垂れさせ給ふと云ふのではなく萬民を陛下の赤子として愛撫し給ふところにあるのである。

我が國體の眞の姿は言ふまでもなく天皇の御親政にある。天皇親ら世をしらしめしてこそ國體の尊嚴さは發輝せられ經世愛民の實が擧げられるのである。上古以來畏くも天皇御親政の時代には國民は直接皇室の深き御仁慈に浴して來たのであるが、國民の上を御軫念あらせ給ふ大御心は時代の如何に依つて變らせ給ふことなく、時に或は御信仰の力に托させられて民の安きを祈らせ給

我が國體

ひ、又御詩歌等に御仁慈を寄せさせられたことは歴史に明な所で我等國民の恐懼に堪へない次第である。

德川時代の封建制度は國民を階級的に固定せしめて幾多の弊害を惹起したが、就中一視同仁の御親政が塞されたことが最も遺憾であつた。遂に黎明を迎へて封建制度は打破せられ庶政改革維新の實を擧げたのであるが、明治新政の大原則は一君萬民の大義を宣揚し給ふ所にあつた。即ち明治元年三月十四日五ヶ條の御誓文の御事あり、同日億兆安撫の御宸翰を給つたが其御前半に

朕幼弱ヲ以テ猝ニ大統ヲ紹キ爾來何ヲ以テ萬國ニ對立シ 列祖ニ事ヘ奉ランヤト朝夕 恐懼ニ堪ヘサル也竊ニ考ルニ中葉 朝政衰テヨリ武家權ヲ專ラニシ表ニハ朝廷ヲ推尊シテ實ハ敬シテ是ヲ遠ケ億兆ノ父母トシテ絶テ赤子ノ情ヲ知ルコト能ハサル様計リナシ遂ニ億兆ノ君タルモ唯名ノミニ成リ果テ其カ爲ニ今日朝廷ノ尊重ハ古ヘニ倍セシカ如クニテ 朝威ハ倍衰ヘ上下相離ル、コト宵壤ノ如シ斯ル形勢ニテ何ヲ以テ天下ニ君臨センヤ 今般 朝政一新ノ時ニ膺リ天下億兆一人モ其所ヲ得サルトキハ皆 朕カ罪ナレハ今日ノ事 朕自ラ身骨ヲ勞シ心志ヲ苦メ艱難ノ先ニ立チ古列祖ノ盡サセ給ヒシ蹤ヲ履ミ治蹟ヲ

德川時代の封建制度と明治維新

萬邦無比なる皇謨の大

恩賜濟生會財團

勤メテコソ始メテ 天職ヲ奉シテ億兆ノ君タル所ニ背カサルヘシ(以下拜略) 億兆齊しく陛下の赤子として其所を得ざるものなきを期し給ふ 大御心こそ萬邦無比なる我 皇謨の大本であつて我國社会事業は實に此 御仁慈を奉體し其の徹底を期して畫策實踐するところに其眞隨がある。而して此尊き關係こそ我國社会事業に於ける第一の特色である。 依つて左に近時に於ける二三の御事實を擧げて我邦社会事業の尊き特色を明にしたいと思ふ。

明治天皇と恩賜濟生會の起原 明治維新後歐米文化の移入と新産業の勃興に依つて我邦にも各種の社会問題が生起するに至つたのであるが、殊に明治の中期以後に於ては、文化産業の目覺しい發展に伴つて貧富の懸隔漸く著しく、病んで醫藥給せざる者が年々多きを加へるに至つた。

明治天皇は深くこの世相を御軫念あらせられ、赤子愛撫の御思召を以て明治四十四年二月次の如き難有詔書を下し給ひ御内帑金百五十萬圓を施藥救療の資

として下賜あらせられたのである。

「朕惟フニ、世局ノ大勢ニ隨ヒ、國運ノ伸張ヲ要スルコト方ニ急ニシテ、經濟ノ狀況漸ニ革マリ、人心動モスレバ、其ノ歸向ヲ謬ラムトス。政ヲ爲ス者、宜ク深ク此ニ鑒ミ、倍憂勤シテ業ヲ勤メ、教ヲ敦クシ、以テ健全ノ發達ヲ遂ケシムヘシ。若夫レ無告ノ窮民ニシテ、醫藥給セス、天壽ヲ終フルコト能ハサルハ、朕カ最軫念シテ措カサル所ナリ。乃施藥救療、以テ濟生ノ道ヲ弘メムトス。茲ニ内帑ノ金ヲ出シ、其ノ資ニ充テシム。卿克ク朕カ意ヲ體シ、宜キニ隨ヒ、之ヲ措置シ、永ク衆庶ヲシテ頼ル所アラシメムコトヲ期セヨ。」

我國最大の診療機關として全國津々浦々に亘り多數無告の病者に恩賜の醫療を施してゐる財團濟生會は、この難有 聖旨を奉體し御下賜金を基として明治四十四年五月設立せられたものである。

大正天皇と方面委員制度の創設 現在我邦社会事業の中樞機關として極めて重要な役割を果しつゝ、ある方面委員制度は、古來の美風である隣保相扶の精神に基いて要扶掖者を保護指導する我邦獨特の制度であるが、其先驅をなす岡山

方面委員制度

縣に於ける濟世顧問は畏くも 大正天皇の厚き聖慮を奉體して創設したものである。大正五年五月地方長官に對し御賜餐の際 大正天皇に於かせられては時の岡山縣知事笠井信一氏に對し縣下貧民の狀況を御下問あらせられた。笠井知事は恐懼感激措くところを知らず歸任後直ちに縣下の實情を調査して、生活窮迫の爲救護を要すべき者が縣民百萬中十萬三千七百餘人の多きに達してゐるのを知るや優渥なる 聖旨に想到して愈々之が根本的防貧策を樹立する必要を痛感し幾多の苦心と熟慮の結果、翌大正六年縣下市町村より人格正しく慈善心に富む者を選抜して之を濟世顧問と名づけ貧困者其他要保護者の相談並指導に當らしむることゝなつたのである。本制度は斯くの如く 大正天皇の優渥なる御下問に端を發し、人格中心の救護機關として全國に普及し曩には救護法の委員を兼ねて法的救護の第一線をも擔當し、昭和十一年十一月方面委員令の發布と共に益々その基礎を確立し社会事業の樞軸となつて一段其機能を發揮することとなつたのである。

恩賜 財團慶福會の創設と社会事業の助成 今上陛下、大正十三年一月二十六日の佳辰を以て御成婚の盛儀を挙げさせ給ひ瑞氣は大内山を罩め祥雲天地に満ち互り國を挙げ誠歡誠喜して御慶祝申上げたのである、此吉辰に方り 畏くも大正天皇には至仁至慈の御高德を以て民に慶福を頒ち給ふ 思召に依り社会事業助成の爲御内帑金壹百萬圓を御下賜あらせられたのである。

時の内閣總理大臣子爵清浦奎吾氏は恐懼感激して拜受し即ち優渥なる 聖旨に副ひ奉らんことを期し、之を基金として私設社会事業の助成機關を創立することとなり、同年二月十一日紀元の佳節を以て 恩賜 財團慶福會を創立するに至つた。同會は總裁に 閑院宮載仁親王殿下を推戴し奉り、爾來毎年一般私設社会事業に對し其建築設備等の臨時費に助成を行つて居るが 聖澤は全國に普く各地に於ける社会事業の施設は逐年整備更新されてゐる。

又昭和三年三月十四日 皇后陛下より 故久宮祐子内親王殿下御追福の 思召を以て兒童保護の資金として金五萬圓御下賜あらせられたので、 恩賜 財團慶福會

では痛く感激し早速特別會計を設けて 御下賜の御趣旨に基き兒童保護事業に對する特別助成を行つてゐる。

皇太后陛下
の御仁慈

皇太后陛下の御仁慈と救癩事業 皇太后陛下に於かせられては夙に救療事業中最も難事とする癩患者の治療慰安並に之が豫防に御心を注がせられ、昭和五年には、多年御節約に依つて蓄積相成つた御内帑金を私設救癩事業の奨励並に患者慰安の資として御下賜の御汰沙あり、翌六年には癩豫防協會設立に際し其資金として重ねて多額の御下賜金を賜つたので、官民齊しく御懿徳に感激し同病の治療及豫防に關する根本策を樹てることとなつた。越えて昭和七年には不幸なる患者の上を憐ませ給ふの餘り

つれづれの友となりても慰めよ

行くこと難き我に代りて

の難有御歌を賜はつたのであつた。我邦に於ける癩治療施設が單に患者を隔離收容するに止まらず、生きる悲哀に大いなる慰安を與へ得ることは一に此深き

非常時局と
恩賜医療

思召によるものであつて拜察するだに感激に堪へないのである。

非常時局に於ける 恩賜医療の實施 畏き邊りに於ては昭和二三年此方農山漁村を襲つた社會的不況に深く御軫念あらせられ特に疾病治療の徹底に 大御心を注がせ給ひ、思召を以て昭和七年八月二十日救療の資として御内帑金參百萬圓を下賜あらせられた。洩れ承る所に依ると、民草に對する御軫念を以て御平素御調度を初め各種御日常品に迄御節約遊ばされた結果御蓄積相成つた尊き御内帑であるとの御趣であつて、當時國民は齊しく感泣し其感激は尙新なるものがある。

政府に於ては大御心を奉體し國庫の費用を之に併せ非常時國民生活安定の根幹として恩賜醫療事業を實施することとなり、一ヶ年約二百四十萬圓を支出して醫療の普及を圖つた。道府縣では直ちに此方針に基き夫々實施の案を練り或は委託救療に或は無醫村乃至醫療不便の地に出張診療所の設置、巡回診療班の派遣等を行ひ、恩賜財團濟生會の施設と相俟つて病んで一人の治療を受け得ざる者

の無いことを期したのであるが、此の難有施設に依りかつて醫師の手當を受け得なかつた山間僻地の住民や僻遠な島嶼の居住者達は、初めて聖代醫療の恩澤に浴し限りなき御仁慈に感泣した。

恩賜
財團愛育會

恩賜愛育會の創設 昭和九年二月二十三日 皇太子殿下御降誕の御祝宴當日

國民舉げて竹の園生の彌榮を壽ぎ奉り國運隆昌を歡喜したのであつたが、畏くも 兩陛下に於かせられては難有御沙汰を以て本邦兒童及母性に對する教化並養護に關する施設の資として御内帑金七拾五萬圓を御下賜あらせられた。依つて宮内、内務、文部、拓務四省の関係者が出席の上 聖旨を奉體して慎重協議を行ひ、同年三月十三日恩賜財團愛育會の設立を見るに至つたのである。同會は久邇宮大妃殿下を總裁に奉戴し、本部事務所を東京に置き、専ら優れたる次代國民の育成を目ざして兒童養護に關する各種の施設を講ずると共に母性保護事業の發達を促進し汎く御仁慈の徹底する様努めて居る。

皇后陛下の
御仁慈

皇后陛下の御仁慈と軍事援護事業 昭和十二年七月支那事變の發生以來、畏

くも 皇后陛下に於かせられては常に戰場に活躍する將兵の上に御心を注がせ給ひ 御自ら卷かせ給ひし繡帶を戦傷將兵に下賜あらせられ、或は戦歿勇士の各遺族に對して 天皇 皇后兩陛下の御名に依る祭料を下賜あらせらるゝ等數々の御仁慈を垂れさせ給ふたのであるが、出征並應召軍人の家族並遺族の上にも深く御心を寄せさせ給ひ、同年九月二十一日には諸團體が協力して扶助の實を擧げんため努力しつゝある趣を被聞食、御奨励の思召を以て特に多額の御内帑金を下賜あらせられ、併せて次の如くいと難有御歌を拜し奉つたのである。

皇后宮御歌

なくさめむことの葉もかなたゝかひの

よはをまのひてすくすやからを

即ち銃後に在つて山田守る老父母は如何であるか、子らを抱いて戦況を氣遣ふ健氣な主婦の胸中はどうか、朔北の天地に馳驅する將士の雄叫び、江上に活

躍する海軍の力戦振り等を夢に畫いて只管凱旋の日を待つてゐる愛兒の上など限りなく御同情あらせられたものである。然るに同年十一月三十日重ねて支那事變に於ける戦死殉職の陸海軍々人及關東局並外務省警察官吏に對し、畏くも思召を以て御菓子下賜の旨御沙汰あらせられ併せて有難き御歌を賜つた。

皇后宮御歌

やすらかにねむれとそおもふ君のため

いのちさゝけしますらをのとも

此の重ね重ねの 御仁慈に對し奉り戦線に立つ勇士は勿論銃後の國民も亦齊しく 御懿旨を奉體して一死報國の忠誠を誓ひ奉つたのである。

以上社會事業に對する 皇室の御仁慈につき其御一端を述べたに過ぎないが、御吉凶ある毎に或は慈惠、賑恤の資を賜はつて社會事業の充實發展を御促進遊ばされ或は毎年多數の社會事業施設に奨励金を下賜あらせられ又更に斯道御奨励の思召を以て功勞者に拜謁を賜ひ或は觀櫻觀菊御會に御召の御沙汰ある等眞

に皇室の御仁慈は我國社会事業全般を光被してゐる。

第二節 社会事業實施の動機

一、人間の本能と社会事業 人間には本能といふものがある。而して其本能には他の動物なども有つて居る様な食欲、若くは種属の保存欲の外、別に人間の長い社会生活を通じて陶冶されて來た本能的な素質がある。例へば蓄積本能、優越本能、道德本能、宗教本能、同情本能、復讐本能などの類がそれである。而して之等の中の一つである同情本能に依つて、人間は自己が他人からの同情を獲んとする希望を有すると共に、又他人の不幸、受難等に對して同情し之を救はんとして能動的の努力を爲し、慈悲憐憫を表はさんとする原動を有してゐる。

或程度の同情的行動は動物の間に於ても之を認むる事が出来る。鳥獸の間で悲鳴其他受難の様子を認めるときは直ちに之を救はんとする働の表はれるのは

屢々見聞するところである。人間に至つては一層その程度が高く他の危難、不幸等を知つては直ちに惻隱の情が起り之を救濟せんとする行動を起すのである。

支那の孟子の云つた言葉に

人皆人に忍びざるの心あり、先王人に忍びざるの心ありて斯に人に忍びざるの政あり、人に忍びざるの心を以て人に忍びざるの政を行はば天下を治むること之を掌上に運らすべし。

人皆人に忍びざるの心ありと云ふ所以は、今人乍ち孺子の將に井に入らんとするを見れば皆怵惕惻隱の心あり、交を孺子の父母に内るゝ所以に非ず、譽を郷黨朋友に要むる所以に非ず、其聲を惡みて然るに非ず、是に由りて之を觀れば、惻隱の心なきは人に非ず、羞惡の心なきは人に非ず、辭讓の心なきは人に非ず、是非の心なきは人に非ず、とあり。又語を次いで

惻隱の心は仁の端なり

と稱して居る。惻隱の心は同情心である。それは即ち仁愛の始である。

同情は野蠻民族の間では僅かに血族近親の間に及ぶに過ぎないが、文化の向上と共に同情の及ぶ範囲は益々擴大し、貧者、孤獨に對する救済は固より、兒童の虐待防止、少年労働の禁制、身體若くば精神缺陷者の保護等種々な社會的施設の原動力となつて現はるゝに至るものである。

二、**社會共同意識と社會事業** 人間の社會共同生活の中には色々な形に於て生存競争が行はれ、優勝劣敗の事實が強く現はれて居るのであるが、他方人類の文化が進み、印刷技術、交通通信機關等の發達に伴つて愈々人間相互の交渉が頻繁となり理解も進み、延いて家族間は固より土地職業を異にする廣範圍の人間相互間の認識が深まつて、其所に社會人類の共同責任觀即ち共存共榮の觀念が育成せられて來る。而して此觀念は人間相互の間に智的協力となつて表はれ、同情的一致の行動となる。

斯様にして人類の共同意識が明瞭となり、お互の幸福の爲住みよい社會の建設を目標に、此世の中には自分だけが幸福に生活出來ても他に不幸な生活を營

社會共同意識と社會事業

自他の幸福

む者が多數あるときにはそれは決して眞の幸福ではない、従つて自分又は家族だけの幸福の爲に他人を犠牲にすることを慎み、又他人の幸福を招來する爲にはお互に多少の犠牲を忍ぶ必要のあることを自覺するに至つた。諺に情けは人の爲ならずとあることの眞意が理解せられて、他人の幸福は即ち我が喜びであり、他人の不幸はやがて我が不幸であると云ふやうに、人としての社會としての目的なり本領が明確にされるに至つたのである。

而して其目的、本領を實現する意味に於て各人、各家族、各團體、各階級が全體的に連帶責任として行動することとなり貧困者其他弱者の救済、婦人兒童の保護向上、保健衛生、犯罪者の取扱改善、社會教化等にまで廣範圍の社會的事業が行はれて居るのである。

三、**宗教的立場と社會事業** 概して宗教は人類を苦難より救ふことを教義の重要部門となして居るが、それは心靈の救ひと共に肉體の濟ひでもある。

佛教に所謂觀世音菩薩は大慈悲を以つて衆生を濟度するを本誓とする。通俗

宗教と社會事業

に大慈大悲と云はれて居るのがそれであると云ふ。

觀音の衆生濟度の本誓は實に釋尊によつて顯現され、三十三身の應現の大精神といふものは全く衆生濟度、人世救濟を目的とするものである。

依是觀之今日我々の所謂社會事業の精神が其處に横溢してゐることを感ずるのである。

佛教經典には隨所に衆生濟度の具體的な教義が説かれて居るのであるが、特に菩薩行として知られてゐる六波羅密は檀那行と稱し、財又は法を人に施與する布施の教へを説き、それは則ち生死海を渡りて涅槃の彼岸に到達するの行法であると云はれてゐる。換言すれば慈悲の行をなすことは佛法には必須のこととなつてゐるのである。

されば 畏きことながら古く 聖德太子が佛典に基いて四天王寺に四院制度を創設し給ふと傳へらるゝを始め、我 皇室が佛教を御信仰遊ばされて種々施藥救濟の御施設を御實行相成つたことは枚擧に遑がない。現に多數社會事業施

設の中には寺院又は宗教家の經營するものゝ多いのも亦周知の事實である。

惟ふに佛教のみならず多くの宗教が愛を説き慈善を行ふことを重要視して來たことは茲に絮説の必要を認めない明なこと柄である。

以上簡単な記述の中に宗教的信仰の立場から弱者を救ひ、貧しきを救ける種々の社會事業が育成されたことが看取されるのである。

四、行政的立場と社會事業 故澁澤子爵は在世中常に論語に謂ふ所の仁は今日の社會政策乃至社會事業であつて、國民の生活を安定し其福祉を増進することであるから、政を行ふ立場にある者の常に最も力を致すべきことであると説かれた。子爵は曩に維新直後大藏省官吏として財政の衝に當られ、後時世の趨勢を洞察して野に下り各種産業を興し金融の大道を樹てられたが、晩年は特に社會政策乃至社會事業の振興に盡瘁され、九十二歳で逝去せられる其最後の瞬間迄斯業に貢獻されたのであつた。

孔子が

「如し博く民に施して能く衆を濟ふ有らば何如、仁と謂ふ可き乎、」
と尋ねられたに對して、

「何ぞ仁を事とせん、必ずや聖乎、堯舜も其れ尙諸れを病めり、夫れ仁者は、己れ立たんと欲して人を立て、己れ達せんと欲して人を達す、能く近く譬を取るを仁の方と謂ふ可きのみ」

と答へて居る。

大學に

「國民貧になれば家を重んぜず法律を犯す、斯様な國民は法を以て威壓しても治められない。政治家が先づ民を富ます工夫から仕事にかゝるのは凡ての不徳は貧窮から起さるからである。堯舜は刑法を嚴にしたのではないが、その命令に従へば必ず福利があり生活が樂になるから民は法を守つた。道德は善政の原因であり、政治は即ち道德を助ける」といふ意味のことを云つてゐる。

支那の宋の廬陵の羅大經字景綸の著に「鶴林玉露」といふ書物がある。此一節に

「士大夫一日も此味（菜根の味）を知らざる可からず。百姓一日も此色あるべからず。今百姓に此色あるは正に士大夫の此味を知らざるに據る」とあつて、

廟堂の上に立つて天下の政を執る人は一日と雖大根や菜葉の味を知らない様ではいけない。即ち苦勞の味を知り、能く辛苦に耐へるの氣概を有ち、又それに同情する心がなければならぬ。而して人民には一日と雖生活の不安に依りて菜葉の様な憂色にあらしめてはならない。民に菜色あるは廟堂に立つ政治家の政が行き届かない證據で、之は政治家が苦勞の味をよく噛みしめて居ないからだ。と云ふ意味のことを書き記して居る。誠に味ふ可き言葉であるが、克く民の疾苦に同情して政に潤あらしめることは眞に自分が苦勞の味をかみしめてこそ始めて行はれるのであると云へよう。

古來我邦の政治の重責に當つた人達が斯様な觀念と立場とを以て社會政策乃至社會事業を行つて來た實例は甚だ多い中に於て松平樂翁公の如きその最も偉

大な一人である。公が始めて田沼秕政の後を受けて徳川幕府執政の衝に當つたときの悲壯な心意氣は、公が深川の觀喜天に納められた起請文に依つて充分に知ることが出来る。その起請文を此に採録する。

天明八年正月二日松平越中守義、奉懸一命心願仕候。當年米穀融通宜く格別之高直無之下々難儀不仕、安堵靜謐仕、並に金穀御融通宜く御威信御仁惠下々江行届き候様に越中守一命は勿論之事、妻子之一命にも奉懸候而必死に奉心願候事。

右條々不相調下々困窮御威信御仁德不行届人々解體仕候儀に御座候はゞ只今之内に私死去仕候様に奉願候、生ながらへ候て中興の功出来不仕、汚名相流し候よりは只今の英功を養家の幸並に一時の忠に仕候へば死去仕候方反て忠孝に相叶ひ候儀と奉存候。右の仕合に付以御憐愍金穀融通下々不及困窮御威信御仁惠行届中興全く成就之義偏に奉心願候

敬白

眞情惻々として人を動かし、斯くありてこそ幕府中興の偉業が成つたものと感嘆せしめられる。蓋熱誠の進るところ金石も亦貫くことが出来るのである。

松平樂翁公の遺法であつた七分金によつて創設せられた東京市養育院に、院長として六十餘年間終始せられた故澁澤子爵は、之に左の如き感激の一文を付せられてゐる。

此誓文は松平定信公幕府の執政となられし後八ヶ月を経て天明八年正月二日日本所吉祥院に祀れる觀喜天に捧げられし密書の心願書なり、公薨去十數年の後寺僧これを發見せしむ寺寶として祕藏せしを以て世人未だ曾て此事ありしを知らざりしが、明治の始其寺の衰頹と共に世にいで、今は公の後胤なる松平子爵の家寶となれるなり。

抑も公は幕府の衰世に當りて出で、宰輔の職に就き一身以て中流の底柱となり幕府の危殆を極め能く中興の隆治を致せしは固より、天授の才識に因ると雖も亦以て正心誠意不自欺の實學修養に職由せずむばあらず。今此文を讀みて當時を回想すれば、公の精神躍如として塔墨の間に溢れ人をして悚然として容を改めしむるものあり、而して我東京市養育院の興る亦實に公が遠大なる遺法に基く所なれば此文に對して誠を推して敬重の意を表すれば自ら公在天の靈相感應するを覺ふ。乃ち恭しく一本を寫して之を本院の神

位に充て以て永く公の遺徳を誼れざらしめんとす。

明治四十四年五月十三日

實に松平樂翁公の如きは仁政を行ひ、今日の社会政策乃至は社会事業を實施したものである。

笠井知事と
濟世事業

笠井信一氏は大正五年岡山縣知事當時、大正天皇より赤子愛憫の難有御下問を拜して恐懼感激し、自ら心血をそゝいて研究熟慮を重ねた結果、今日の方面委員制度の濫觴とも云ふ可き濟世顧問制度を樹て、縣民一人だも其所を得ざる者をなからしめ以て聖明に答へ奉らむことを期せられたのであつた。左の一文は當時の感想を認められたもので眞に胸底に迫るものがある。

余は、明治天皇御在世中、岩手縣知事に勅任せられ、先帝の斯民を愛撫せらるゝ大御心の至大無邊なる事を、最も能く拜承して居つた。

御製に

縣守りこゝろにかけよしづがやの

かまどの烟たつやたしづや

あかたもる人に問ひなむ民章に

かゝる惠の露はいかにと

地方長官たる自分は特に此の御製に感激し、常に心に銘じ拳々服膺して敢て違はず教育に實業に全力を以て民生の福利に力めた。

然るに大正五年五月十八日宮中に於て縣下の貧民状態に付、御下問を蒙り調査したるに、其の生活標準の立て方に依り員數の差甚しく、到底萬人の首肯する貧民數を知るべくもない。假りに郡部に在りては縣稅戶數割賦課等級の最下級即ち一ヶ年平均六錢を負擔するもの及び岡山市に於ては家賃一ヶ月一圓三十錢以下の借家に居住する者を調査するに戸數二萬九千九戸、人口十萬三千七百十人と云ふ驚くべき數を發見した。而もその生活状態は悲惨實に云ふに忍びざるものあり又其の員數だけでも縣民の一割は極貧であることを示す。若夫れ子弟の教育費に苦しみ醫療費に差支へ家賃租稅に困難して居るのを調査しなば幾何あるか思ひ半にも達せぬであらう。

余は、斯くの如き調査の結果を見て撫然たる久し。知事として一片の訓令や漠然たる

勸奨で惠の露に縣民全部が潤ふて居ると思ふのは大なる自惚だ。縣民全體に及ぶべき徹底的方法を用ひざれば民草は慈雨に浴することは出来ないと思へなければならぬことを思ひ實に責任の重大なるを痛感した。今上陛下が御下問を下し給へる大御心は先帝御同様、民のかまどの煙いかにとの温情切なる御下問であると拜察し奉る次第である。然るに上御一人の御嘉納になるべき奉答を爲し能はざるは極めて遺憾である。今より後心血をそそぎて考慮を重ね我縣より全然貧乏神を驅逐する方策を立てねばならぬ。貧民の狀態其の儘を言上すべきは勿論であるが、之が具體的對策を立て上 聖明に奉答するが有司當然の心得であらねばならぬ。

斯くして大正六年五月十二日岡山縣濟世顧問制度は生れたのである。

第二章 我邦社會事業の變遷

第一節 徳川以前に於ける救濟事業

最近に於ける我が國社會事業の發達が歐米諸先進國の文物制度の輸入に與つて力ある事は言ふまでもないが、翻つて我國史を按ずるに、各時代を通じ上皇室の御仁慈を樞軸とし、或は佛教其他の宗教思想の影響等に依り、我國民性に基く隣保的救濟制度と施設とが存在したのである。従つて其或ものは歐米の窺知すべからざる所であつて、最近我國社會制度の立案、又は斯業の計畫に當つて我邦古來の獨立的長所の活用に意を須ひつゝあるは誠に當然の事と言はねばならない。

以下我が國社會事業の過去及び現在を述べるに當つて、之を徳川以前及び其後に大別し、徳川以後は適宜時期を劃して其梗概を叙述する。

古代の備荒施設

我邦の救濟事業中最も古くより發達し、且つ現今に傳へられてゐるもの、一つは罹災救助に關する施設で、就中備荒儲蓄制度を隨一に數へねばならぬ。而して該制度中、最も著しいものは屯倉、義倉、常平倉の三種である。就中屯倉は最古の制度で、垂仁天皇が兵糧を蓄へ、水旱に備へる爲め其二十七年來目邑に設けさせ給ふたことに濫觴する。次で、景行天皇も亦其五十七年に諸國に令して田部屯倉を設けしめ給ひ爾來歷朝此の例に倣つて諸國に之を興し、安閑天皇の朝には二十六箇所を算し更に、推古天皇の朝には國毎に之を設置するに至つた。而して此の制度は此の頃より漸次衰へ、孝德天皇の頃より其跡を絶つに至つたが、之に代るべき義倉の新制度が興つて來ることになるのである。

我邦で始めて此の制度を實施するに至つたのは、天智天皇の朝からであるが、これが始めて法制上に現はれたのは、文武天皇の治世の太寶令である。これに依れば義倉は田租の外戸粟を收めて窮民を賑救するに備へたものであつて、所謂富を分ちて貧を賑はすの情義に基いて義倉と稱したのである。即ち官民の間

屯倉

義倉

に一定の規定を設けて年々の收穫中より其幾分を貯蓄し、平年には請ふものに薄利を以て其貯蓄を貸付け且つ年々貯穀を増殖し、凶年には悉く之を出して饑民を賑救するのである。而して同令に依る義倉の蓄積法は一般庶民を一位以下九等に分ち、之に總て戸粟を收めしめ、「各戸共同主義の蓄積制度」を採用したのであるが、其後慶雲三年に勅して、義倉の本旨は窮民に給與するのであるから、貧しき者から物を取つて貧しき家に給するの是不合理である、自今は中戸以上の物を取つて義倉と爲し必ず窮乏に備へ他に用ひることの無い様にしたのである。此處に、從來の制度は一變して貧戸免除主義の蓄積制度となつた。其後この蓄積の方法に就ては時代により多少の改變が行はれたが、降つて、嵯峨天皇の時、五位以上の未納者が續出した爲め是等の者に對しては將來封祿を留めて之を懲すこととしたのである。依つて當時これを「封祿義倉」の制と稱した。越えて、仁明天皇の承和十年には義倉の貯穀を悲田院に流用することとなり、更に、醍醐天皇の御代には延喜式に依つて各戸の等級を改正し、國司が賑

救するに當つては貧困の程度を充分に考慮した上で、要救護者の事情に應じて一斛以下一斗以上を班給し、其の給用する所は一年輪す所の數を超ゆることを得ざらしめ、若し其の必要ある時は勅裁を仰ぐこととし、義倉の給與制度に一定の制限を加へたのである。

義倉制度と相並んで、所謂常平倉の制度がある。之は米穀を安價の時に買上げて米價の下落を防ぎ、高價の時に之を賣却してその暴騰を防いだ所謂糶糶制度であつて、年々豊凶に随つて糶糶し、米價の高低を常に平均せしめ、同時に凶饑に備へるの目的を以て設けられたものである。我邦で始めて之を設けたのは、淳仁天皇の御宇で、當時 天皇は諸國に糧食の缺乏に依つて飢寒に苦しみ、或は疾病に罹つて路傍に餓死する者の多い慘狀を深く憫み給ひ、天平寶字三年京師に之を創設せられた。爾來、此の制度も多少の變遷を経て、陽成天皇の朝に及んだのである。

然るに以上の諸制度は天慶の亂を以て漸次頽廢し、徳川に至るまで殆ど見る

徳川時代の
備荒施設

べき施設が無かつた。而して、徳川時代に於ては幕府として何等統一した制度を有しなかつたのである。幕末に於ては中井竹山、佐藤一齋等の碩學は揃つて義倉制度の復興を論じ窮乏亂民の防止を建言したけれども容れられず、各藩に於て區々に備荒制度を定むるものがあつた。之等諸藩の中就中岡山藩の社倉、水戸藩の稗倉、肥後藩の糶倉、米澤藩の備荒倉、薩摩藩の常平倉を初め、松平定信が江戸に糶倉を設けた事等は特に有名である。現行罹災救助基金法の前法たる備荒貯蓄法（明治十三年）は是等義倉制度に其理想を胚胎するものである。更に最近に至り、東北地方の冷害に依る凶作を契機として、昭和九年内務省社會局が、東北六縣に郷倉を復活せしめた事は此の間の事情と照合して誠に興味ある事柄である。

窮民の直接救助に關する制度施設も遠く上世期に於て既に盛大なるものがあつた。即ち佛教の始めて我國に渡來するや、其の精神に基き窮民賑救の事業大に起り、殊に皇室の先じて佛教を崇信し給ふに及んで斯業に關する施設も興隆

窮民救助

聖徳太子の
四院制度

の勢を呈するに至つた。推古天皇の朝に於て、攝政 聖徳太子が深く佛教を信仰し給ひ、難波に四天王寺を建立し、敬田、療病、施藥、悲田の四箇院を構へさせられた事は廣く傳へられる處である。而して施藥院は藥物を調製して普く之を施與し、療病院は一切の男女無縁の病者を寄宿し療養せしむる所謂醫療保護施設であつた。又悲田院は鰥寡孤獨の貧困者及び無頼の徒を寄住せしめて之を救養するものであつて、現在の一般收容保護制度と見るを得べく、就中收容者中強壯なる者に對し四院の雜事に使役せしめたことは社會事業の一重要點に尠なからざる示唆を與へるもので、かの強制勞役の制度にも通ずるものと云へよう。敬田院は救濟施設ではなく斷惡修善の菩提所として士民の教化に關する施設であつた。

大寶令と救
貧
一般救貧

貧困者の救濟に關し、之が初めて法制として世に出たのは大寶令の戸令であらう。即ち同令に「凡そ鰥寡孤獨貧窮老廢自存する能はざる者は近親をして收養せしむ若し近親なければ坊里に付して安恤す」とあるは一般救貧行政であり、

行旅病人保
護

「如し在路病患自ら勝へざる者は當界郡司收めて村里に付して安養し、仍ほ醫療を加へ並に所由を訊問し具さに貫屬及患損の日を注し前所に移送せよ」とあるは行路病者保護に關する制度である。又「凡そ水旱災蝗に遭ひ不熟の處糧少く應に賑給すべきものは國郡司實を檢し豫め太政官に申し奏聞せよ」とあるは罹災救助制度と言ふを得べく、「京畿間の百姓病人を棄つること宜しく令に下知して禁制を加ふべし」とあるは疾病者を刑律的に保護せられた制度と言ふことが出来る。

罹災救助

施藥院

其後 聖武天皇の朝に至つて佛教は益旺盛を極め 天皇は深く佛法に歸依し給ひ、皇后光明子は施藥院を置き又藥草を諸國に課して病者を救濟あらせられた。

降つて 淳仁天皇は民苦を問ひ、貧困なる病者を恤み、飢寒を救はせ給ひ、淳和天皇亦詔して普く窮民を恤救あらせられたが、天皇の皇后 正子内親王は御心を三寶に懸け御慈悲心殊に深く、特に左右京に於て遺棄された孤兒に乳母

を取つて之を養育し給ひ、又嵯峨の舊宮を寺となして大覺寺と名付けられ、其側に廨舎を建て齊治院と名け此處に僧尼の病者を收容して療養せしめ給ふた。斯の如く皇室に於て崇敬せられたる佛教の理想は百般の政治に浸潤し、爾來仁慈に根元する救濟事業は年を逐ふて其の多きを加へたのである。

斯くして寛平年間に至り左右看督近衛等の中央の役人をして毎旬施藥院並に東西悲田院を定期的に巡檢せしめ、此處に漏救者のある場合は直に院の役人を責め、又之より前に 清和天皇の貞觀年間に於ては特に京中に於て嬰兒を街上に棄てる風習が一層頻繁になつたが、これは政治の宜しきを得ない事と人情の頽廢した爲であると爲し、檢非違使をして之を督責せしめ、棄兒を發見した時は之を施藥院に送つて養育せしむる等、一般救濟行政及び兒童保護行政に對する中央の監督は一層嚴格となつて來た。

然るに藤原氏の政權を掌握するや莊園國內に交錯して國政は動もすれば下に普及せず、特に其の末葉となり藤原氏の權勢が漸く衰ふるに至つて民政は弛緩

空也上人と
春朝の事業

し、民の疾苦を顧る所がなかつたのである。

此の時に當り空也上人が全國を行脚して道路の開修、橋梁の架設、井水の開鑿等を初め寺宇の經營、主なき死骸の處理に當り或は民風の教化に力め、又僧春朝が自ら囹圄に投じて法を囚人に説いて僧侶教誨事業の先驅を爲したことは其の著名なものである。

斯くて源平の戦亂を経て鎌倉時代に入つて、特に北條時頼が矯風に力を用ひ又時宗の貧民に對する醫療救護施設は爲政の略に出たものとして特筆すべきであらう。

此の時代を通じて斯業に最も偉大な功績を遺したものは相州鎌倉極樂寺の忍性菩薩である。忍性は慈惠の念極めて深く、貧民の爲め療病舎を桑谷に設け、日々病者を訪問して看護に従事し、前後二十年に互つて其養ふ所四萬六千八百人の多數に及び、當時人は忍性を呼んで醫王如來と稱した。忍性は其生活は極めて儉素であつて、嘗て絹布を身に纏つた事なく、寺院の収入は悉く之を囚人

忍性の救濟
事業



に與へ、貧困者に給する外、盲者を助け、棄兒は私財を以て養育した。其他、彼の仁愛は牛馬にも及び特に厩を構へて病馬をも收容して之を療養した事は、所謂動物愛護の理想を既に六百餘年前に實踐したもので、古今東西を通じて其類蓋し稀である。忍性の事業は擧げて限りがないのであるが、彼が諸國に橋梁を架し、浴室、療病舎其他を設けてある事實を以てしても如何に力を救濟事業に盡したかを推察することが出来る。

足利時代に至つては多く擾亂の中に終始し、且つ將軍の豪華に倣つて武人の奢侈が甚しく、茲に收斂苛酷の逆政を出現して上下の窮乏は最も甚しく士民の負債は年を逐ふて增高するに従ひ、屢々「徳政」を幕吏に強制するやうになつたのである。徳政とは元來臨機の救恤行政であつたが、義政の時代に至つて全く悪性のモラトリアムと化し、一度び徳政の令を發し貝を吹き鐘を敲いて之を報ずるや、忽ち貸借關係は消滅し貸主は損失を蒙り、借主は利得を爲すと云ふ現象を呈したのである。

徳政

之は恰も窮民が公費の救助を當局に強要するにも比すべきものであつて、之が爲め、上下の財政的困窮は愈々甚しいものがあつた。

第二節 徳川時代に於ける救濟事業

徳川時代に至り幕府は屢々仁政と稱して賑恤救濟を行つた事實があるが、所謂臨機的政略主義の行政と目せらるるものも少くない。従つて、當時に於ける救濟制度及施設として系統的なものは認められないが、以下、其の著名なる二三のものに就て概述することとする。

幕府は將軍家又は其近き縁故者が年忌等の佛事を營む際には江戸府の内外に於ける非人乞食の徒に對し其の佛事の輕重大小に應じて米二百俵乃至五百俵を恤給する恒例があつたが、一般窮民救助の施設として設けられたものは教育所及び町會所であつた。

教育所

教育所は家齊の時、松平定信が出て閣老となるに及び寛政二年人足寄場（出

徳川時代の
救濟事業

獄人保護場)の設立と同時に深川に設けたもので、鰥寡孤獨の窮民を收容し兼ねて救療事業の一部に充てたのである。

町會所

町會所は定信が寛政三年、天明の大凶靚に鑑みて、江戸の町法を改正して町費の節減を圖り、窮民救助の實を擧げる爲設立したもので、所謂七步積金制度の創始に當る。即ち此の制度は町費を節約して得た金額の中、二步を地主の増手取金とし、一步を町入用の豫備費に充て、残り七分を以て町内永續の團組と積金と爲し凶荒不時の用に備へ、若くは貧民孤兒の救濟費に充當する組織である。斯くして得た最初の寛政四年に於ける節約金は三萬七千兩で、其七步金は二萬五千九百兩であつたが、爾來約八十年間年々實施せられ、明治七年東京市に引續がれた時は百七十萬兩の巨額に達してゐた。而して此の積立金は東京府廳、兩國橋其の他四大橋、瓦斯燈、街燈、共同墓地の設立等の公共事業に使用せられ、多數市民に廣大な恩惠を與へたのであるが、窮民救助の一方法として設けられた東京養育院は、現在も尙東京市養育院として遺憾なく繼承されてゐる。

る。

更に幕府は定信の獻策に依つて窮民救助に關する法令を發布し、寄り邊のない老衰者、孤獨な幼者、若年であつても貧賤で長患ひの爲め生活する事の出來ぬ者等に對しては家主から其の町の名主の捺印した書付を以て届出てる事に依り七步積金の内より夫々手當を給與したのである。

是等幕府の施設に勵まされ、諸藩に於ても亦窮民救助には尠からず心を用ひたが、就中加賀藩主前田綱紀の非人小屋の制の如きは最も模範的のものである。徳川時代に於ける醫療保護施設として見るべきものは「溜の制」と「養生所」とを擧げる事が出来る。

溜の制

溜の制は貞享四年に設けられた一種の病檻で逆罪以下の囚人中重病者、行旅病人及無宿の狂人に對する救療並に無宿の輕罪者及處刑濟者の一時救護等を爲す場所であつて、幕府監督の下に非人頭が之を管理した。

養生所

養生所は吉宗の創設にかゝる貧民病院であつて、小石川御藥園(現在の小石

川植物園)に設けられた。同所は町奉行の管下に屬し、享保七年江戸市中に於ける極貧若くは獨身の病者で自ら醫藥を求むる事の出来ない者を收容して施療事業を開始した。其の他悪疫の流行する毎に窮民に對して一定の救恤を爲すと共に、施藥を爲し、或は簡易なる療治と處方とを一般に指示して公衆衛生に力を注いだのである。

幕府の施設である溜の制と人足寄場が囚人や浮浪無宿の徒に對する一種の強制勞役場であると同時に強制的授産場でもあつたのであるが幕府の施設以外に諸藩が細民に生業を授け、救済の實を擧げた事跡も亦少くない。

非人小屋

就中前田綱紀が非人小屋を設けて一般窮民救助に當つた外に、收容者に對しては一々其の藝能の有無を調べ、其の技能に應じて各自其の業に服せしめ、技能のない者には原料を交付して草鞋、草履の類を作らしめ、之を販賣して其の純益を貯蓄し、漸次獨立自營の資に充てしめ授産の範を垂れ、又播摩の三木勘兵衛が貧民を募つて耕耘に従事せしめ傍ら一寺を建立して感化善導に努めつ、

兩三年にして模範的一農村を建設して、生業扶助を農業に求めた如きは實に歐米諸國に先進する積極的な施設と言はねばならぬ。

その他、出獄人保護事業としての人足寄場は一般に著名であるが、不具者保護制度としての盲人の救済制度は、此の時代に一層確立せられた。

盲人保護

即ち、足利時代に於て明石檢校が足利氏の姻戚であると謂はるゝ程權勢甚だ旺盛を極め竟に座上職役の稱を受けて京都に職屋敷なるものを設けて盲人の座を支配する權利を得、茲に盲人自治制度を確立したが、次で徳川時代に及んで家康は夙に盲人保護制度の復興に志し、伊豆總檢校の説を容れて純然たる自治的職制を制定した。然るに、其の後盲人救済の一種の政策として貸金特權制度を樹立して、從來の盲人の家傳的專業に對して法的專業を認めたのである。

此の貸金特權制度と言ふのは、幕府が盲人の專業である管絃鉦按の技術に達し得ない盲人で金貸業を爲すものに對して特に「官金貸付」の名義を用ふることを公認し、其の辨償の確實を保障し、且つ之に關する訴訟は他に先んじて判

決を受ける優先権を附與したのである。之に依つて當時所謂徳政の餘弊をうけて一切の貸借訴訟は債権者に不利であつたが、盲人の貸金事業に對して特別の保護制度を定めたのは、全く慈善的精神に基く施設と云はねばならぬ。

徳川幕府及び各藩に於て意を賑恤救済に用ひた事は以上の如くであるが、民間の學者篤志者で亦能く心を注いで斯業に従事し、制度の研究に意を致したものがあつた。就中、三浦梅園及佐藤信淵は最も著名である。

三浦梅園は享保の頃豊後の國國東郡富永村に居住し、儒學及び天文數學に通曉し教育及著述を以て有名であつた。梅園は又極めて同情心に富み、自ら衣食を節約して家に餘裕があれば必ず之を貧民に頒ち又門生中貧困の爲學資に窮する者があれば之に食を給して其の志を遂行せしむるに務めたのである。然し梅園は一村の困窮者救済が固より獨力を以つて爲すことの不充分であることを認め、村内有志と相談して錢穀を募り實曆六年「慈悲無盡講」を設立して自ら其の監督の任に當つたのである。同講設立の趣意書の冒頭に「一村の内は良き事あれ

三浦梅園

ば打寄りて喜び、惡しき事あれば打寄りて悲しむ事譬へは一家兄弟の如し、さるに依て病をは助け合ひ貧人をは救ひ合ひ口舌爭論をなため合ひ惡事は諫め合へは自ら仲よく睦しかるへし」とあるのは憐保相扶の情誼を遺憾なく發揚したもので又「衆力功をなす時は塵積もりて丘となる一村志を運び力を合せ少しつゝの餘資を集め貧者萬分の一の苦を濟ふとならば身にはかりそめの事にして彼には廣大の慈悲なるべし」とあるのに徴するも、此の施設が村民の相互扶助を目的とし、共同組合の精神に依つて立つてゐる一種の共濟組合であることは疑ふべくもない。

佐藤信淵に至つては「療病館」「慈育館」「遊兒廠」「教育所」を始め一般慈善事業に對して獨創的な意見を開陳する所があつた。療病館は今日の施療病院であつて細民の病者を收容して家族の就業に便を與へる事を其の眼目とした。慈育館は今日の育兒院に相當し、一萬石の領地には凡そ三ヶ所と定め之が構造は數棟の家族舎となし一棟に七、八人乃至十人の嬰兒を收容し、之を牛乳、細末に

佐藤信淵

した山慈姑及水飴とて調製したるものを與へて保育し、更に之等の嬰兒が四五歳に達すれば之を遊兒廠に送くる事とした。遊兒廠は今日の保育所で信淵の案に依れば一萬石の領地内には凡そ二十箇所を設立せんとするものであつた。教育所は千石計りの土地に一箇所づゝ設け、村内の貧民中其の子を養育することの出來ぬ者を見れば之を慈育館に送り、或は疾病ある者を療病館に遣はし又老人廢疾の者或は鰥寡孤獨或は火災水難等で困窮する者があれば、廣濟館に通達し、米穀金錢其他必要品を給して之を救濟せしめた。其の上、教育所は進んで村内の兒童に筆算及び雜書の素讀を教へ、成績優秀な者は之を小學校に送つて更に學業を修めしめ、其の他の兒童には成長するに従ひ各自好む所の業に就かしむる様計畫したのである。

然るに之等信淵の意見も當時多く實施せられなかつた。

第三節 明治以後に於ける社會事業發達の原因

明治以後の
發達原因

我邦の社會事業は叙上の如く皇室の御仁慈を基とし、憐保相愛の情誼に則つて發達して來たのであるが、特に明治以後に於て異常なる發達を遂げたことに就ては第一に社會事象の推移に留意する必要がある第二に社會事業の對象の究明に之が原因を求め第三に人的要素の充實を忘れてはならないと思ふ。

一、**社會事象の推移に依る發達** 明治以後の社會事業は 天皇御親政の下社會事象の推移に伴ひ之に對應して振興し、世相の調制と國民の福祉増進に貢獻して來たのであるが、其の社會事業の發達を促した社會事象は之を二つに分類することが出来る。即ち一は天變地異であり他の一は社會經濟事情の變動である。

先づ天變地異の主なるものを舉ぐれば明治二十四年十月美濃尾張を中心に中部日本を襲つた大震災火災であつて、現存せる我邦育兒事業中此天災に依つて保護者を失つた不幸なる孤兒を收容育成する爲に識者仁人の設置されたものが少くない。

社會事象の
推移

天變地異と
社會事業

次いで明治二十九年八月三陸地方を襲つた大地震及大海嘯は東北地方一帯に亘つて慘禍を逞しうしたのであるが、之を機縁として各地に多數の育兒院が設けられ又は從來のものが擴張されて育兒事業が一大躍進を遂げたのであつた。

更に我等の記憶に新なる大正十二年の東京横濱を中心とする關東大震災は巨萬の財産を灰燼に歸し數萬の人命を犠牲にしたのであるが、此罹災者を對象として托兒養老救療事業の外隣保事業並住宅供給事業等が飛躍的に進展した。浴風園、啓成社、大塚方面館、同潤會を初めとして東京に現存する代表的社會事業施設は此時に設置されたものが少くないのであつて其後も各地に起つた大震災其の他の災害によつて其都度それ／＼の地方に社會施設の新設又は擴張されたことは説明を要せないところである。

次に社會經濟事情の變動に依る發達を考察すると明治維新は長期に亘つて馴致せられた封建制度を一新して開國進取を旗印に歐米の産業經濟其他の文物を輸入し茲に我邦資本主義發達の基礎を築き上げた。而して各種産業の異常な發

經濟事情の變動

達は數百年間膠着状態にあつた我邦人口に大増加を來し之が因となり果となつて更に社會經濟事情は躍進することとなり、産業は振興し資本は膨張し國富は増大して全面的に文化の伸張を遂げたのであるが、激甚なる自由競争の餘弊は優勝劣敗を顯著ならしめ貧富の懸隔も又漸次著しくなり貧困者の數は増大したのである。此處に於てか勞資の對立は激化し思想問題の勃發を見るに至つた。

此傾向は日清、日露の兩戰役を轉機とし特に世界大戰後に於ける産業勃興期に際して所謂社會問題として著しく表はれたので政府當局及民間識者の間に着々其對策を實施さるゝこととなり、日露戰後病んで醫藥の給せない無告の窮民が愈々増加した實情に對應して恩賜財團濟生會の設立せられたことは既に述べたが、

世界大戰後の經濟的好況の影響は著しく物價の昂騰を招來して國民生活を脅すに至り、かの米騒動の如き不祥事の勃發を見るに至つた、従つて斯る世情に對應して無産者の生活安定を目的とする日用品の康賣、住宅供給、公益質屋、公設浴場、公設食堂、職業紹介事業、授産事業等の經濟保護事業が俄然勃興する

に至つたのは吾人の記憶に新なるところである。其他文化の高度化に伴ひ浮華輕佻の弊風も亦生ずるに至つたので、質實剛健の國民精神作興運動が提唱せらるゝこととなり又各種環境の弊害を被つて少年少女の不良化が漸く多い實情に鑑み、之等の感化遷善の爲少年教護事業の整備促進を見るに至つた。更に激甚な生活戦線に於ける無産大衆の増加に隨伴して漸く婦人及兒童の職業問題が世の注意を惹くこととなりなつて其所に婦人及兒童の保護事業が亦自から顯著な進展を遂げたのであつた。

二、社會事業の對象究明に依る發達 往時に於ては要救護者である限り病人も健康者も又老人も子供も慈善と云ふ意味に於て同一施設に收容され、略ぼ同様の取扱を受けて居たことは東西其軌を一にするものと謂へよう。従つて犯罪者の如きも重罪犯人と輕罪犯人或は累犯者と初犯者とが總て同一獄舎に於て刑期こそ違へ同様な處遇を受けたものである。

然るに要救護者の取扱に當り又在監者を教化する者として其經驗と學理とは

社會事業の
對象究明

之を従來の如く一樣に取扱ふことの不可な事情を明瞭にした。依つて病人、子供、老人等年齢、健康及精神状態の相違に基いて施設を異にし、其取扱を區別するに至り又、在監者に就ても各人各様の處遇を採用せらるゝこととなり、即ち科學的所遇である。

左に我邦に於ける如上の實例として、東京市養育院を搖籃として分科成育せる施設及、刑務所を素地として發達した社會事業進展の経路を検討して見よう。

東京市養育院に於けるもの

東京市養育院が、東京市内の浮浪者をかり集めて、之を收容保護した其初期に於ては、保護收容者の中には、老人あり、兒童あり、病者あり又、不良者もあるといふ實情であつた。

而も、其病人中には結核患者も、癩患者も混在する有様であり又、兒童の中には普通の貧困兒に交つて、虛弱兒若は、不良化した者も居り、老人中にも氣力乏しき者、氣荒な者等が、一つ所に取扱はれて居る實情であつた。

東京市養育
院に於ける
施設

是が處遇方法として適當でない事は當然であつて、漸次當事者の間に對策が講求された結果、先づ以て病人を收容治療する病院が設けられ、同じ病人でも傳染病患者は、區別して取扱はれることになつたのである。特に浮浪者に多い癩患者の取扱ひに就ては非常に困難を感じたのである。

癩患者に就ては、病氣の性質が取扱者に非常な困難を感ぜしめたばかりでなく、癩は傳染病なりとの學說に依つて、院長故澁澤子爵始め養育院關係者は、政府當局に陳情し、遂に癩豫防法の制定となり、獨立した療養所が設置さるゝ運びとなつたのである。

次で兒童が分離され、子供のみの保護所が設けられるに至つた。

然るに收容兒童中には浮浪性其他、不良性の浸潤した者も尠くなかつたので、取扱上困難が伴ふばかりでなく、他の兒童に及ぼす悪影響も甚だ多いのに鑑みて、不良兒童のみを收容して教護遷善する施設が分離建造せられたのである。

尙ほ、收容兒童中には病兒並、虚弱兒などが尠からずあつたので、之等の兒

刑務所を素
地とせる施
設

童に對しては取扱上一般の子供達とは區別し、同時に特別の注意もしなければならぬので、遂に虚弱兒童のみを対象とする海濱保護所を設けたのであつた。

刑務所を素地とせるもの

明治の初期に於ける行刑が、依然として徳川時代の舊態を示して居たことは云ふ迄もないところで、在監者の取扱ひに就て、罪の輕重や犯罪者の年齢及、精神上、身體上の事情の相違に基く、處遇の區別などは殆んど考慮されない状態であつた。

而して重罪者に就ては可なり苛酷な取扱振りであつた事は、何れの國でも同様で、我邦に於ては當時重罪人は北海道の監獄に於て苦役に服したのであつた。その頃、進んで彼等の教化に任ずる數名の信徒があつた。彼等は當時交通頗る不便な北函の地に赴き、非常な熱意と誠意とを以て、教悔に當つたのであつた。勿論、彼等は誠意と熱心とを以て事に當り、之等不逞の徒の改過遷善に努めたが、其の努力に比して酬はれる所は甚だ少なかつた。併し、彼等は之を慨く

前に、此囚徒達が何故に罪を犯し、何故に兇悪と恐れらるゝやうになつたかに、思ひを及ぼし、具さに其原因を探求するに至つて、囚徒の改過遷善に盡すことが決して無益でないことを知ると共に、更に同じ経路を辿つて、兇徒の群に陥りつゝある第二第三の囚徒の多數ある事實を知つて、百尺竿頭一步を進め、犯罪を未然に防止する爲、社会改善の諸施設を設ける必要を痛感したのである。

而も彼等は犯罪の多くが貧困に原因し、無智に由来する事を知つて、貧困救済事業、環境改善事業の進展について、眞剣に思ひを廻らした。

彼等は又、犯罪の多くが幼少年期に於て、父母の慈愛に恵まれず却つて、冷遇せられた爲に、感情は歪曲せられ、反社会性の強い性格となつて不逞を企てるに至つた事實を知つて、兒童に慈愛を注ぎ、心身の正常な發達を遂げしむる社会立法乃至は、社会事業の施行されねばならぬ理由を知悉した。

彼等は又、居は氣を移すとの偉大な事實を囚徒の上に實驗して住宅改良、環境改善事業の必要をも痛感した。

更に彼等は、犯罪を双葉の中に刈り取るべく、少年犯罪者又は、犯罪の惧ある年少者の保護教養事業の普及徹底に意を注いだ。

斯くして、彼等は非常なる抱負と自信に満ち、相前後して中央に歸り、或者は自ら釋放者保護事業を經營しつゝ、監獄改良に兒童虐待防止に、住宅改良に、將又、貧民の研究に力を盡し、或者は不良少年感化事業を興すと共に、政府に接近して各種社会事業の發達に盡力した。又或者は我邦社会事業の指導者として各地を巡遊し、親しく社会施設の計畫經營を指導し、或は社会事業従事者の養成に當り、其他社会改良の方途を、當局に獻策して其實施を促進するところがあつた。或者は教育界に又或者は實業界に身を投じて、側面より社会事業の進展に貢獻する等、明治、大正、昭和の社会事業の普及發達に寄與するところ誠に甚大であつた。

三、人的要素に依る發達 叙上の如く、晩近我邦の社会事業は主として社会象の推移と、社会事業對象の研究に則して進展を遂げ、今日に至つたのであ

人的要素に
依る發達

るが、此間、社會的弱者の慘狀を看過するに忍びず、決然起つて彼等の保護救済に貢献し或は、社會事業の先驅者として畢生の努力を捧げる志士仁人が、各地に出現して我邦社會事業の發達に資した功績は洵に偉大なものがある。

惟ふに、あらゆる施設事業の成否は人にある、特に社會事業部門に於ては博愛共存の精神的要素と、物質的慾望を制禦する人格的素質とを、最も多分に必要とするので、之に適當な人物の必要缺くべからざることとは説明する迄もない。幸にも我國民性には仁義犠牲の傳統が貫流してゐるので、社會的弱者を保護救済する社會事業界は傑出せる人物に依つて幾多の私設事業が創設經營せられ、それぞれの發展を遂げると共に、前來述べ來つた如く、皇室の御仁慈を奉體して、社會事象の推移に注目し、或は經驗上對象の合理的な取扱方法を究明して、之を實行に移す爲、獻身的奉仕を捧げた感激の實例は甚だ多いのである。方面事業に就ては後に述べる筈であるが、近年斯業の全國的發展に依つて、名譽職の此委員は六萬餘人に達し津々浦々に至るまで、社會事業の第一線に於て社會

的弱者の個別保護と、環境の改善等に著しい活動を爲すと同時に、公私社會事業の推進力となつて斯業の全面的發展に貢献してゐるところは我邦社會事業の一大特色である。

第四節 近時に於ける社會事業發達の傾向

近時社會事業發展の傾向
積極的發達

一、積極的發達 近代社會事業に於ける特色の一つは、著しく積極的な發達を示しつゝあることである。

之を社會事業の全領野に亘つて通覽すれば、從來の貧困者を救済し、不良少年又は釋放者を感化遷善する事後的な事業よりも、事前の防貧的色彩を帯べる住宅供給、簡易宿泊所、公益市場、公設浴場、公設食堂、公益質屋等、經濟保護事業と稱せらるゝもの若くは職業紹介、職業輔導、授産等所謂勞働保護事業に屬するものが、著しく増加發達を遂げつゝあることが目立つ。而して又、より多く教化的特色を伴ふ生活の向上及、環境の改善を目標とせる隣保事業、社

會教化事業等が目覺ましき發達を遂げ、更に個人と家庭並國家の將來に向上建設の理想を有する兒童保護の事業が一大部門となつて來た。

箇々の事業の取扱に就ても、從來の受動的消極的な方法より能動的積極的な方法に進出した跡は歴然たるものがある。

例へば各種保護事業に就ても從來は主として保護の要求を受け、若は保護を餘儀なくせられた者を受け付け、然る後之等の取扱を爲すことを普通とし、之が取扱方法に就ても、概して金品を給與して所謂、施與的な域を脱し得ないものが多かつたが、最近に於ては進んで要保護者を調査し、之に保護の手を差し伸べ、箇々の事情に則應して、先づ勤勞に堪へ得る者には職業を斡旋し、或は之に授産を爲し、病人は病院に入院せしめて、その健康の恢復を圖り、勤勞の能力を欠く要救護者にのみ金品の給與を爲す等、夫々に合理的な積極處置を施し、而もすべての取扱を通じて要保護者の人格涵養に努めて社會事業の根柢を培ふことに遺憾なきを期することゝなつた。

犯罪者の感化遷善の如きも事後の保護に力を盡すよりも一步を進めて未然に之を防止し、双葉に刈り採る爲め兒童期に於ける救護に力を濺ぐことゝなつた。又醫療保護事業に就ても從來は施藥救療に主として力を須ひられて居たが、近來は健康相談其他輕費診療等が一層の注意を喚起し、茲にも豫防の立場と、自力培養の精神が表はれてゐる。

尙社會教化事業に就ても已に個人的習癖となり、又社會的傳統となつてゐる惡習を打破するものよりは、却つて國家の一員たる個人の善資質を陶冶して、良習の指導育成に努め或は社會の善良なる風俗習慣を、訓練助長する方面に著しき興隆を見つゝあるのである。

之を要するに近時我邦の社會事業は、消極的な救貧の施設より豫防的な經濟保護の施設が發達し、更に一轉して積極的な建設を意味する兒童並教化施設に進んで來たのである。

分化的發達

二、分化的發達 各種社會事業が、分化的發達を遂げつゝあることも特色の

一として見逃すことが出来ない。凡そ事物の發達は常識的な混合の時代より科學的な分科の時代に進むのが順序である。例へば之を社会事業以外の例に取つて見ても、人間の病氣を取扱ふ醫術は其疾患の性質に依り又その身體の疾患部分に依つて、截然たる専門の分科として發達し、如何なる疾患も一手引受をして居た萬能醫師の時代は、夙に過ぎて大別しても内科、外科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、小兒科、婦人科等夫々専門の醫師が養成せられてゐる。更に廣く吾人の職業部門を眺めると、土農工商時代は昔のことと近時に於ては公的な扱の場合にも五百數十種に區別し、之を詳細に取扱ふとならば一萬以上に分類されねばならないと云はれてゐる。社会病を取扱ふ社会事業も其道理は全く同じである。既に此點は別項明治以後に於ける社会事業發達の原因の項に於て社会事業の對象究明に依る發達を述べる際に觸れて置いたので再説の繁を避けるが、試に昭和十二年版日本社会事業年鑑に徴するも社会事業の種類は甚だ多く之に依つて、其分科の概要を知ることが出来る。

第一章 救護事業

第一節 一般救護事業

一 救護法による救護

二 窮民救護事業

三 養老事業

第二節 特殊救護事業

一 行旅病人及行旅死亡人取扱

二 罹災救助

三 東北振興事業

四 盲人保護

第三節 北海道舊土人保護事業

第四節 軍事扶助事業

第五節 方面委員事業

第二章 經濟保護事業

第二章 我邦社会事業の變遷

第一節 住宅の供給並改善

第二節 公益質屋

第三節 其他の福利施設

一 公益市場

二 共同宿泊所

三 公設食堂

四 公設浴場

第三章 職業保護事業

第一節 失業狀況

第二節 失業對策

一 失業應急事業

二 其他の失業保護事業

第三節 職業紹介事業

一 職業紹介機關

- 二 職業紹介取扱成績
 - 三 職業紹介所経費
 - 四 營利職業紹介事業
 - 五 身賣防止事業
 - 六 授産及職業輔導
 - 七 東北地方出稼者保護
- 第四章 醫療保護事業
- 第一節 臨時醫療救護
 - 第二節 農村醫療施設
 - 第三節 一般救療事業
 - 第四節 特殊救療事業
- 一 精神病に對する施設
 - 二 結核に對する施設
 - 三 癩に對する施設

- 四 トラホームに對する施設
 - 五 花柳病に對する施設
 - 六 麻藥中毒に對する施設
- 第五章 兒童保護事業
- 第一節 妊産婦及乳幼兒保護
 - 二 乳幼兒保護
 - 第二節 母子保護
 - 第三節 虛弱兒童保護
 - 第四節 貧兒保護
 - 一 育兒事業
 - 二 貧兒教育
 - 三 兒童就學獎勵
 - 四 缺食兒童保護

- 第五節 少年職業紹介
 - 第六節 勞働少年保護
 - 第七節 兒童虐待防止
 - 第八節 不良兒童保護
 - 第九節 異常兒童保護
- 第六章 社會教化事業
- 第一節 融和事業
 - 一 政府の施設
 - 二 府縣の施設
 - 三 融和事業團體
 - 第二節 隣保事業

- 第三節 教化事業
 - 第四節 矯風事業
 - 一 廢娼問題
 - 二 禁煙問題
 - 三 禁酒問題
 - 第五節 國民更生運動
- 第七章 司法保護事業
- 第一節 釋放者保護
 - 第二節 少年保護
 - 第三節 控訴院管内司法保護事業研究會

尙右に示した分科的種類について見ても、例へば救護法に依る救護は之が内容は生活扶助、醫療、助産、生業扶助等に分れ生活扶助に於ても更に居宅扶助と收容扶助に區別せられ前者の取扱は所謂ケース・ワークとして個別的方法の

下に分科の極致を目ざして進み且之等のケース・ワークは社会施設に對しても社会立法に對しても經驗的資料を提供して社会事業全般の分科を促進してゐる、後者に於ても被收容者の性別に従ひ年齢別に應じ、疾病の狀況に依つて養老院、育兒院、普通病院、特種病院等數多の事業分科を招來してゐる。其他經濟保護の事業部門に於ても、職業保護の事業部門に於ても、醫療、兒童に關する事業部門に於ても尙内容的には夫々多數に分科し、益々合理的な進展の傾向を顯はしてゐる。

併し社会事業の分科は實驗と理論とに依つて、斯業のより一段高次的な進歩を意味するものであつて、所謂孤立に陥つてはならないものである。一人の盲人を保護する場合に、目の治療と職業斡旋、器具、資金の貸給與、生活扶助、病氣治療等が同時又は交互的に行はねばならないとすれば之等の分科的保護方法は所詮一人の盲人に對する手段であることに思ひを廻らし施設の連絡協同が是非要求されねばならぬものである。此事は官廳の部局に於ても社会施設の

組織的發達

活動に於ても分科の傾向の反面に往々問題として提供されるものである。

三、組織的發達 往時の社会事業が概ね必要に促されて便宜的に施行せられたるに反し、近代社会事業は秩序ある組織の下に施行せらるゝ特色を表はして來た。

即ち後に社会事業行政並、社会事業の連絡に於て述べる如く、中央地方の社会行政機關及民間連絡機關が、夫々の組織と目的とを以て活動すると共に、着々として全體的に機能の組織化が進行しつゝあるのは、又我國社会事業の發展途上に於ける大きい特色である。

惟ふに、社会事業の組織的な發達は前項に述べた分科的な發達と相表裏する事柄で、分科専門の發達にはどうしても此間の組織が伴はねば全きを得ないものである。

昭和十三年七月より社会事業法が實施せられ、既設の救護法、母子保護法、公益質屋法等一環的な社会立法と相俟つて、各種社会施設に設立の基準と事業

分科と組織
の妙用

内容及運用方法等につき、積極的な規制の設けられたのは國家の意志としての法令による社会事業の組織化を示し、又厚生省初め地方の官公衙に於て、法令に基き社会事業施設の指導監督を充分にすることゝなつたのは、國家機關が進んで此組織的發展に力を用ふるものである。

而して各社会事業施設は、一方に分科的精神を發揮すると共に、他方に於ては夫々の組織を整備し、同種事業間は勿論、異種事業間の連絡提携に留意し、之が爲の協議、研究、見學等を漸次盛に行ふことゝなつたが、之れ正しく施設自體の組織化運動である。進んで中央地方の社会事業協會其他の連絡機關が發達し其職能として、社会事業の組織的進展を専門的に取扱ふことになつた。然るに近時方面事業が著しく發達して被保護者と、施設との間の關係を組織化し更に方面委員と施設との間、並施設相互間の連絡協同に新部面を形造つて、社会事業全體の組織化的な傾向に自由な人格的氣分を注入することになつた。

四、公的社会事業の發達 社会事業が善事として任意に經營せられて居た時

公的社会事業の發達

代に於ては、それ等は未だ箇人的存在の域を脱しなかつたのであるが、近時漸く社会的に其の必要が認めらるゝことゝなり、茲に社会立法の制定と國家公共團體の施設經營とが擡頭することゝなつた。即ち救護に關する一般施設の如き明治時代に於ては任意的な事業に過ぎなかつたが、近年は法律的背景の下に實施せられ經濟保護乃至職業紹介、其他勞働保護の施設に就ても其多くは法的機關として運營せられ、然らざるものも亦公共團體の行政の一部として施行せらるゝものが著しく増加してゐる。左に示す如く社会立法の制定は洵に目醒しく、又全國社会事業の施設數は最近一萬有餘に達し之を二十年前の四千餘に比すれば二倍半の増加となつてゐる、就中公設事業の増加は私設事業の増加に比し實に十倍近くに上る實情である。

社会事業關係法規

法律名	公布年月日	施行年月日
北海道舊土人保護法	明治三十二年三月二日	明治三十二年四月一日より

罹災救助基金法	明治三十二年三月二十二日
行旅病人及行旅死亡人取扱法	明治三十二年三月二十八日
水難救護法	明治三十二年三月二十九日
未成年者喫煙禁止法	明治三十三年三月七日
精神病者監護法	明治三十三年三月十日
娼妓取締規則	明治三十三年十月二日
北海道罹災救助基金法	明治三十八年三月一日
債業法	明治三十八年三月八日
傷兵院法	明治三十九年四月七日
癩瘡預防法	明治四十年三月十九日
沖繩縣罹災救助基金法	明治四十二年三月三十一日
工場簡易生命保險法	明治四十四年三月二十九日
簡易生命保險法	大正五年七月十日
礦夫勞務扶助規則	大正五年八月三日
軍事務扶助法	大正六年七月二十日
精神病院法	大正八年三月二十七日
結核預防法	大正八年三月二十七日
トラホーム預防法	大正八年三月二十七日
職業紹介法	大正十年四月九日
住宅組合法	大正十年四月十二日
未成年者飲酒禁止法	大正十一年三月三十日

明治三十二年三月二十二日
明治三十二年三月二十八日
明治三十二年三月二十九日
明治三十三年三月七日
明治三十三年三月十日
明治三十三年十月二日
明治三十八年三月一日
明治三十八年三月八日
明治三十九年四月七日
明治四十年三月十九日
明治四十二年三月三十一日
明治四十四年三月二十九日
大正五年七月十日
大正五年八月三日
大正六年七月二十日
大正八年三月二十七日
大正八年三月二十七日
大正八年三月二十七日
大正十年四月九日
大正十年四月十二日
大正十一年三月三十日

明治三十二年七月一日より
明治三十二年七月一日より
明治三十二年八月四日より
明治三十三年四月一日より
明治三十三年七月一日より
明治三十八年四月一日より
明治三十八年七月一日より
明治三十九年九月一日より
明治四十二年四月一日より
明治四十二年四月一日より
大正五年九月一日より
大正五年十月一日より
大正五年九月一日より
大正七年一月一日より
大正七年八月十日より
大正八年十一月一日より
大正八年九月一日より
大正十年七月十日より
大正十一年四月一日より

船員職業紹介法	大正十一年四月十一日
矯正院法	大正十一年四月十七日
少年保護法	大正十一年四月十七日
健康保險法	大正十一年四月二十二日
工業労働者最低年齢法	大正十二年三月三十日
船員最低年齢法	大正十二年三月三十日
郵便年金法	大正十五年三月三十日
不良住宅地区改良法	昭和二年三月三十日
公益質屋法	昭和二年三月三十一日
花柳病預防法	昭和二年四月五日
救護法	昭和四年四月二日
麻薬取締規則	昭和五年五月十五日
入管者職業保障法	昭和六年四月二日
労働者災害扶助法	昭和六年四月二日
労働者災害扶助責任保險法	昭和六年四月二日
児童虐待防止法	昭和八年四月一日
少年救護法	昭和八年五月五日
朝鮮癩瘡防令	昭和十年四月二十日
思想犯保護觀察法	昭和十一年五月二十九日
退職積立金及退職手当法	昭和十一年六月三日
方面委員長令	昭和十一年十一月十四日

大正十一年四月十一日
大正十一年四月十七日
大正十一年四月十七日
大正十一年四月二十二日
大正十二年三月三十日
大正十二年三月三十日
大正十五年三月三十日
昭和二年三月三十日
昭和二年三月三十一日
昭和二年四月五日
昭和四年四月二日
昭和五年五月十五日
昭和六年四月二日
昭和六年四月二日
昭和六年四月二日
昭和八年四月一日
昭和八年五月五日
昭和十年四月二十日
昭和十一年五月二十九日
昭和十一年六月三日
昭和十一年十一月十四日

大正十一年十二月一日より
大正十二年一月一日より
大正十二年一月一日より
大正十五年七月一日より
大正十五年七月一日より
大正十二年五月十五日より
昭和二年七月十五日より
昭和二年八月十日より
昭和三年九月一日より
昭和七年一月一日より
昭和七年一月一日より
昭和六年十一月一日より
昭和七年一月一日より
昭和七年一月一日より
昭和七年一月一日より
昭和八年十月一日より
昭和九年十月十日より
昭和十年六月一日より
昭和十一年七月二十日より
昭和十二年一月一日より
昭和十二年一月十五日より

母子保護法	昭和十二年三月三十一日
商店法	昭和十三年三月二十六日
国民健康保険組合法	昭和十三年四月一日
社会事業法	昭和十三年四月一日

母子保護法	昭和十二年三月三十一日
商店法	昭和十三年三月二十六日
国民健康保険組合法	昭和十三年四月一日
社会事業法	昭和十三年四月一日

母子保護法	昭和十三年一月一日より
商店法	昭和十三年十月一日より
国民健康保険組合法	昭和十三年七月一日より
社会事業法	昭和十三年七月一日より

近時社会事業の対象

貧困の原因

第三章 近時に於ける社会事業の对象

社会事業の对象の主なるものが、貧困であることは云ふ迄もない、従つて此處に先づ貧困そのものに就て多少の叙述を試みることにする。

第一節 貧困の原因

人口と資源の関係といふやうな大きい問題は暫く別としても、貧困の原因は其觀點に依つて種々に分類されるであらうが、普通大別して三つとなる。即ち

- 一、個人的又は家族的な原因
- 二、天災的な原因
- 三、社会的な原因

之である。個人的又は家族的な原因とは、貧困の原因が個人又は其家族の不具、疾病、虚弱、老衰、幼弱等身體の健全に係り、若は怠惰、放漫、浪費癖

飲酒癖、精神耗弱等、精神的乃至道徳的な事情に關係し、或は家族員の過多就中幼兒の多數等、家族構成に關係するもの等を云ひ、天災的原因とは震災、水
火災、凶作等天災地變に依るものを指し、又社會的原因とは經濟界の恐慌、物
價の騰貴並下落、機械力の發達、失業等以上説明の何れにも屬せず社會の構成
及其運行に内在するものを云ふのである。

其他、直接原因、間接原因の區別もあり、主たる原因、從たる原因の區別もあつて或個人乃至家族の貧困原因と云つても決して單一なものではなく、各種の原因が錯綜してゐる場合が多いのである。貧困の原因は、例へば惡疫流行の年には疾病に基くものが多く、不況の際には失業に基くものが少くない。又風水害凶作等の地方では災害に依る貧困者が増加すると云ふやうに、其時其處に依つて相等の相違が顯れるものである。併し何れにしても社會事業に於ては特別に大切な事項で、社會の動きを觀察する資料ともなり又之に依つて個人の保護指導は勿論、社會施設の計劃も立ち社會政策の方針も決定されるのであるから

關係者としては其の調査研究には常に充分の努力を拂ふことになつてゐる。斯の如き次第で之が調査は歐米に於ても我國に於ても學者並實際家に依つて漸次實行せられ、益々盛になるの傾向にあるが、左に昭和九年下半期に東京市が品川區、澁谷區、淀橋區、豊島區、王子區、荒川區、向島區、城東區等比較的保護世帯の多い地區に於て、救護法の居宅救護を受ける二百世帯に就て調査したものを示し、貧困原因の分類の一例と其數字關係を参考に供したい。

調査總數(延) 三七六世帯 比例 一〇〇、〇〇

一、個人的原因

全數	一一二九・五二%	無教育	二八	七・四四	飲酒	四	一・〇六%
不具	五	怠惰	三	〇・八〇	賭博	一	〇・二七
疾病	四六一二・二三	技術無能拙劣	一	〇・二七			
老衰	一八	放蕩	五	一・三三			

二、職業上の失敗及借財

全 數	五一	一三・五六%	轉業	八	二・二%
失業	一六	四・二五%	借財	一	〇・二七%
商業失敗	二五	六・六五%	家政拙劣(妻)	一	〇・二七%

三、家族的原因

全 數	一〇〇	二六・五九%	扶養者死亡	四三	一一・四三%
系果多シ	一九	五・〇五%	世帯主失踪	三	〇・八〇%
家族疾病又ハ死亡	三四	九・〇四%	扶養者ノ能力消滅	一	〇・二七%

四、社會的原因

全 數	九七	二五・八〇%	勞働需要缺乏	五三	一四・一〇%
勞銀低下	三三	八・七八%	機械工業ノ競争	九	二・三九%
物價騰貴	二	〇・五三%			

五、自然的原因

全 數	一七	四・五三%			
水害又ハ火災	一〇	二・六七%			
其他原因	七	一・八六%			

第二節 貧困の種類程度及貧困者數

一口に貧困とは云ふものの、貧困にも色々程度があつて外國では極貧者をポーチーと呼び、貧困者をプーアと稱して貧乏の程度に依つて其稱呼を異にしてゐる。然るに我國では貧乏して困つて居る人々を通例細民、貧民又は窮民などと稱して居るが、其言葉は時に貧困の程度を表現するものの常に必ずしも之を明瞭に區別するものではなかつた。所が近來我邦に於ても方面委員制度の發達に伴ひ要保護世帯を調査し、之をカードに調製する關係上、貧困者のことをカード者と稱し貧乏層のことをカード階級と呼び慣されることゝなつた。而し

貧困の種類
程度及貧困
者數

て此カードは更に貧困の程度に依つて、第一種及第二種に分ち、第一種カード者とは、疾病其他の事由に依り公私の救助を受くるに非ざれば自活すること能はざる者を云ひ、第二種カード者とは、現に辛うじて生活しつゝあるも一朝事故ある場合は忽ち第一種カード者に陥る虞ある者を云ふのであつて、之に依つて社会事業に於ける貧困の種類及程度が判明する。

次に我國に於て、どの位な貧困者があるかと云ふに、昭和十年五月一日現在方面委員のカードに登録されてゐる人数は、

第一種	六二五、五三一人
第二種	一、五六三、六七二人
合計	一、九八九、二〇三人

實に二百萬人近くに上つて居る。而して此調査の當時には未だ方面委員網が布かれて居ない町村も全國には少くなかつたので、カード者の實数は之れ以上であることが推察せられる。

方面委員の
カード

他方に於て、同年三月卅一日現在を以て内務省衛生局が各市町村長に依つて全国的に調査した所に依れば次の數字を示してゐる。

第一種カード者	八四四、五五五人
第二種カード者	二、〇六五、二九一人
小計	二、九〇九、八四六人
其他(生活に支障なきも 毫も餘裕なきもの)	一、二五二、五五五人
合計	四、一六二、四〇一人

之等に就て觀察するのに、全國カード者は約三百萬人に近く之に罹病等の場合直ぐ醫療費の支出にも困る様な人達を合算すると四百萬人以上となる。

以上に於て所謂貧困に就て一通りの説明を加へて來たが、翻つて社会事業の對象を考へるとそれは決して前記のカード者だけに限らるべきではない。惟ふに救貧事業の對象は主として第一種カード者が考へられ方面事業の對象としては先づ第一種及第二種カード者が取扱はれるが、社会事業が救貧より防貧に擴



大して福利的の施設を講ずる様になると、新に此の對象として小額所得階級が加へらるゝことゝなつた。特に近年の如く兒童保護、社會教化の事業等が發展して來ると又對象の範圍は廣汎となり貧困乃至小額收得階級といふことには限らず、時に經濟生活とは別の考を以て之を取扱はれる向がある。

尙社會事業の對象問題に就て留意を要することは、其の性質的關係である。

先に述べた如く貧困の原因には種々區別があり、延ひて貧困者の實體に性質的な相違が生づるのである。即ち老衰、疾病、不具等個人的な原因に依つて貧困に在る者は、原則として活動能力を持つてゐないものである。然るに不況、恐慌等社會的原因に依つて失業失職に陥り、貧困状態に在る者の如きは原則として旺盛な活動能力を有してゐる、之は甚だ重要な觀點で社會事業の施行に當つては施設の種類方法と共に所遇の精神に於ても相當特異性を表はすべきものである。同様に兒童を對象とする場合と老人、病人を對象とする場合等に於ても夫々留意すべきものゝあるのは當然である。

第三節 貧困者の生活概況

先年東京市社會局の調査したところに依ると下級労働者の總収入は一家平均月當り四十八圓三十九錢で之を五人の家族に割り當てると一人一日平均三十錢となり今日の經濟事情の下に困難の程度も想像出来るがカ―ド階級の大部分は更に一層収入の僅少なものが多くことを忘れてはならない。

さて之等の人達が如何なる生活を營んで居るかと云ふに、先づ都會に於ける其住居は所謂裏店住ひの四疊半一間に五六人といふのはまだ良い方で或はトンネル長屋バラック建等凡そ人間の生活に絶對必要な日光と通風にも恵まれてゐない。而も狹隘汚穢濕潤及暗黒等の交錯して居るのがありのまゝの狀況である。それでも、一定の場所に居住して居る人達はどこか落付きがあるが、木賃宿又は水上を宿所として仕事を追つて流轉の生活をしてゐる不定居細民に至つては、其生活は甚だしく不安定なものである。食ふ事さへ困難な人達に住宅や衣

服が充分の譯はない。着物や蒲團の足りない爲めにボロや紙屑を集めて寒さを防ぐ者さへ決して少くない。

料理屋の残飯で生活する者はまだまだといふのでも推察出来る如く之等の貧困生活者が栄養不良を生じ易いことは明である。而も生活に追はれて過勞であること、非衛生的な生活条件とは疾病に罹り易く、トラホーム、疹癬其他皮膚病等の流行病の外精神病特に結核が多く遂に貧困と疾病とは互に因となり果となるの關係が認められるのである。農山漁村に於ける貧困者の生活も其環境には都會との間に相當の違ひがあつても住宅の不良、粗衣粗食等は決して劣らないものがある。又近年に於ける農山漁村の不況は著しく貧困者の疾病と過勞及負債等の形に於て見逃せないものがある。

第四節 社会事業の對象としての社会病

以上に於て社会事業の對象として貧困現象について若干の研究を試みて來た

社会病

が更に貧困が中心原因となつて種々なる社会病を發生し此の社会病が國家社会の健全な發展の爲放任出來ないとして實施せられるものが社会事業であるから尙順序として數種の社会病態即ち貧困の及ぼす社会現象について述べ其一斑を推測する資料としたい。

カード階級者と結核

一、カード階級者と結核 先年中央社会事業協會に於て全國的にカード階級者と結核患者に就て調査したことがあつた。其際東京府外二十四府縣から集つた調査表に就て集計せられたものに依ると、結核患者數一一、三二八名で、患者を有する世帯數は九、五七五世帯であつた。尤も此調査の中には府縣下全般に互つて調査したものと、一部主要都市丈けを調査したものがあつたので實際の患者數は恐らく之より遙に多いことであらう。而して、各患者の中比較的輕症で入院を要せざる程度の者は六、二九九人で總數の五割五分に當り、入院を要する程度のは四、九八五人で總數の四割五分に當つてゐる。

右のうち病氣は比較的輕症で入院を要しない程度の者でも、細民の營む前に

述べたような特殊な生活から見れば、輕症患者として充分な療養は愚か、恢復のために必須とされて居る日光と榮養とは凡そ縁が薄く、そのみか却つて一家の生計を營むため病氣には悪いと判つて居ても無理な稼ぎもしなければならぬので、彼等はやがて必然重症患者となつて行く、のみならず、居常傳染などと云ふことに就て注意も行届かず一家のものは相次いで結核に追込まれて行く。

次に入院を要する者四、九八五人の中、幸ひに入院をなし得たる者は、其半數に充たない二、三一八人であつて、入院を待ちかねつゝ其目的を達し得ない中に死亡せるものは一、三四一人を數へて居る。幸ひに入院をなし得たものと雖も、施療病床の不足のため申込と同時に入院を許可せられたものは僅かに十餘名に過ぎない。申込後一ヶ月を経て始めて入院を許可せられたものが大部分を占めて居る。中には入院迄に二ヶ月は愚か數ヶ月を要するを常とし、長きは一ヶ年にして漸く入院を許されると云ふ例さへある。

乳兒死亡の高率

二、乳兒死亡の高率 大正十五年中央社會事業協會主催の下に第一回兒童保護會議が開かれた。當時出生百人に付死亡、一四二人と云ふ他の文明國には比較にならない我國の死亡率が問題となつた。畢竟之が原因の主なるものは乳兒哺育の知識が充分行き届いて居ない事、今一つは貧困家庭の母が哺乳其他母性としての責めを果たし得ない上に、母乳に代る可き哺乳施設がない爲であるといふことが力説されて、翌昭和二年から毎年五月五日前後の一週間を期して乳兒愛護週間が催されることになつた。

此運動は正當なる育兒智識の普及に努力すると同時に貧困家庭の母性を保護し乳兒哺育の途を盡さしむることに非常な力を拂ひ又兒童健康相談所、小兒保健所、牛乳配給所、乳幼兒保育所等の兒童保護施設の發達を促進して來た。爾來十年を経た今日に於て、我國の乳兒の死亡率は出生百人に付十一人餘迄に減じた事實は之等の施設の効果を物語るもので國家の爲慶賀に堪へない。

今日尙他の文明國に比して著しい高率である我國乳幼兒の死亡率は貧困家庭

に生れた乳児が正常な哺育を受け得ないことに起因するので今後児童保護事業は更に一層發達せしめねばならない。

貧困と家族制度

三、貧困と家族制度 小額所得者階級が親子夫婦打ち揃つて一家團樂を樂しむと云ふ事は果敢ない夢である。

父が工場に母が職場に通ふ位は普通で父は遠く働きを求めて歸らず、母も又住込みの労働を餘儀なくせられ、残つた子供達のみで留守を守らねばならぬ者もある。少し働ける年頃になれば良くて職工見習、女の子なれば女中奉公か女工として働きに出るものが多く酌婦や娼妓に賣られて行くのも彼等の中には非常に多い。

大正十四年調全國に於ける接客業婦の數は

藝妓	七九、三四八
娼妓	五二、八八六
酌婦	四八、二九一
計	一八〇、五二五

であつた、其後娼妓の數は多少減少して居るが、藝妓酌婦の數は増加を告げてゐるので之等の婦人數は約二十萬に近い。而して彼等が如何なる動機を以て接客業婦となつたかを調べたところによると左の通りである。

	貧困によるもの	自己の希望によるもの	他動的原因によるもの	原因不明によるもの
藝妓	七、八〇	一、七六	—	〇、四四
娼妓	九、四七	—	—	〇、五三
酌婦	八、〇〇	一、三七	〇、四〇	〇、二二

其大部分が貧困に原因して斯かる世界に落ち込んだものである。又先年東京大阪兩地のカフェエの女給に就て職業紹介所が調査した所に依ると、就職理由の明かな者二千五百三十四人の中約三割七分は貧困によるものである。先年東北地方救済に關聯して職業紹介所關係並に愛國婦人會其他團體に於て、身賣防止の事業を開始し若干の金子を貸與してゐるが昭和九、十、十一の三年間に此運動に依つて救済せられた者二千六百二十三人に上つた。然かも猶之等の地方

から接客業婦として出稼してゐる者が少くないと云はれてゐる。之等の種々相を眺めると貧困は一家離散の不幸を惹起し我國古來の醇風美俗としての家族制度を根底的に損傷することが判る。

貧困と犯罪

四、貧困と犯罪 低劣な知識、道德と貧困生活とが因となつて多くの浮浪兒を生み、不良少年を出してゐることは明であるが、成人の犯罪も亦此世界には珍らしくない。搔さらひ、萬引、賭博等の犯罪は枚擧に遑がない程である。不倫な男女關係、又それを原因としての傷害なども甚だ多い。

昭和十年度中の新受刑者三萬五千五百六十一人に就ての犯罪原因別を見ると、懶惰の九千八百二十五人が第一位を占め、利欲の七千九百四十五人が第二位、貧困の三千七百二十二人が第三位である。懶惰と貧困は隣り合せてある。それが第一と第三を占めて居ることは大に考へさせられるものがある。

下世話に「貧すれば鈍する」と云ふ、相應思慮分別のある筈の人達でも困つて來ると、常識では考へられないへマな事をやるものである。貧困で教育が無

貧困生活と無籍者

く道德が低い人達が法を犯す淺墓さは蓋し想像以上である。

五、貧困生活と無籍者 方面委員の取扱ふ事件中其數甚だ多く取扱の面倒なものに戸籍の整理がある。昭和十年中に全國方面委員の扱つた戸籍整理の數は實に五萬餘件に上つて居る。

死亡したとき、結婚したとき、生れたとき、その時々届出てる可き筈のことが行はれて居ない。貧困階級者には種々な事情で之が出来難いのである。

子供が學校へ行く頃になつて騒ぎ出し、方面委員が戸籍の整理をする段取になると、先づ兩親の結婚の届出からしてゐない。甚だしいのになると死んだ筈の其老親が未だ生きてゐて戸主であると云ふようなのは珍らしくない。

貧困生活者の常として、男が妻子を残して他の地方に稼ぎに行く場合が尠くない。そんなときに男から送金して來る當座こそ母子は同居生活を營んで居れるが、其仕送りが絶へると、直ちに母子は路頭に迷つて仕舞ふ。

此處に於て子供を抱へて一家の生計を立て、行かなければならぬ婦人として

は止むを得ず、比較的安易な方法として自分達を養つて呉れる男と同棲生活を営むことになる。

其中に子供が何人か生れる。かくして母子の窮乏生活を因として一人の婦人が數人の男子と次々に同棲生活を送つて行くような事は決して尠くない。従つて父を知らず戸籍の無い儘で過してゐると云ふ悲惨事が此社会に多いのも不思議でない。

第五節 貧困生活の實相

社会事業は社会病としての貧困現象が所謂社会問題の意義を持つやうになつた場合に之が治療及豫防の爲に計劃實施されるものであるから前章社会事業の對象に於ては一應此貧困現象の研究を行つたのであるが、併し一面社会事業はカードからの言葉の示す如く個々の世帯の貧困状況を詳にして貧困病の治療及豫防の爲に各種の社会事業施設を適用することに依つて初めて社会事業の必

貧困生活の
實相

貧しい親子
の最後

要が確認せられ効果の徹底も期し得られるものである。就ては社会研究家又は社会事業實際家の事實に基く發表を二三紹介して此間の事情を明にしたい。

一、貧しい親子の最後 可愛い我が生みの子を殺して自分も命を絶つ、斯うした悲惨な哀話が新聞紙面を賑はして、讀むものの涙を絞る。

昔もこんなことはあつたのであらう。だが目立つて増加して來たのは大正の終りに近い頃からのことである。然かも夥しく殖えて來たのは最近のことである。斯う胸をえぐられる事實が數多くなつては又かと云つて済して居られない。昭和二年六月以後昭和十年六月迄の新聞に表はれた事實を調査したものに依ると、事件の總數一、七三五件、自殺をした親の數が二千八人、そしてその道連れにされた子供の數が二千七百人で、失はれた人の命は總計四千七百八に上つてゐる。

事件の内容を見ると、一歳二歳のか弱い魂がむざ／＼と實の親の手にかゝつて滅されて仕舞つたものや、また可愛い盛りの幼児が「母さん怖いよう」「父さ

ん許して」と手を合せて泣きすがり逃げまわりとう／＼心を鬼にした親の手に無惨や殺されて行つた者が多いのである。

何といふ悲しいことであらう。

あゝ！ 何と云ふ無慈悲な親達であらう。

だが、親達が死を選ぶに至つた事情を調べて見ると、中には一時の興奮からと云ふものもあらうが、多くは覺悟の自殺である。

然かも、死を急いだ動機を見るとその約四分の一は生活難である。其他家庭不和、精神異状及び病苦等何れも直接間接に生存競争から受けた創痕か、或は社會生活の不安に脅かされてかの結果であることを思ふと、餘りに彼等を責められない氣がする。

「だが、自分達の死ぬのは致し方がないとしても、なぜ先のある可愛い子供迄殺すのだ」と云はずには居られない。左の一編の哀話は明らかに此問ひに答へて居る。

昭和八年の或日の出來事であつた。山田丑松（假名）さんは或會社の下級社員で、家族は細君と小學校二年の男の子と、六歳の女の子の四人暮してあつた。給料は低く収入は尠いが、無事の間は楽しいその日／＼を過して居た。

ふとした風邪が、原因で細君が寝込んで仕舞つた。その日暮しの此一家では、醫者も薬も思ふように行かぬのと、家事を手傳ふ人手のないため無理が嵩じて妻君の病氣は重る一方であつた。丑松さんは據處なく、賣れるものは賣つて仕舞ひ、借りられる處からは借りられる丈け借りた。生活難と細君の病氣との狭み撃ちを受けて此一家には外に見えぬ受難の日が続いた。學校へ行きたがる長男が、無理に學校を休まされたり、丑松さんが會社へ遅刻したり早引けしたりする日が重なつて、皆んなが喰ふや喰はずの日も尠くなかつた。

所が運悪く財界不況の影響をうけた會社では整理が始まつた。さて整理となると最近兎角遅刻早びけの目立つて多い、そして毎日ぼんやりして仕事の滞り勝ちである丑松さんが馘首組から洩れる筈がなかつた。それでも會社を辭めた

當座は、少いと云つても退職金で何とか凌ぎは出来たが、丑松さんはその退職金のある内に何とかせねばならぬとあせるものの、中年の失業者に勤め口など容易に見出せる時代でない。毎日歩きまわつたが駄目だ。そのうち退職金は無くなる。金の無心を云ふ所は無。

丑松さんは焦りに焦つて毎日知人を訪れ、友人を訪ねた。然し高い敷居がまたげなかつたり無心の言葉が云ひ出せなかつたりして、一家はいよ／＼闇の中へ落ちて行つた。

或日の夕方、丑松さんがしょんぼり家へ歸つて来た。一日中、足を棒にして歩き廻つても何とも出来なくて歸つて来たのだ。病める細君は瘠せ衰へた顔を夫の方に向けて、ぢつと見守つて居た。丑松さんは全くうちしほれてゐた。そして力なくつぶやいた。

「今日も駄目だつた。」

兩人の間には悲しい頼りない沈黙がしばらく續いた。丑松さんはつひに思ひ

決したやうに口を切つた。

「お前、死んでくれないか、私はもう精も根もつきた」

此言葉をきいて、細君の蒼い頬にはポーツと赤味がさした。

「え、貴郎！ 死にませう。妾はもう前から決心して居りました。せめて子供たち丈は米の飯を喰べさせ度いと願ひ乍ら、今日で幾日間私たちは一粒の米も食べないで生きて來ました。明日の希望もあります。それに私は病氣で長い間貴郎に御苦勞をかけました。全く申譯ないと思つて居ます。早くよくなつて御恩返しをし度いと願つて居ましたがもうその望もありません。妾は早く死んであなたの手足纏ひをとり度いと云ふ氣持で一杯です。妾は今は何も思ひ残すことはありません。」

丑松さんと妻君は死を決して、今夜實行しようと思ふことになつた。所が二人の子供の始末である。色々と兩人で相談したが、親戚も不義理に不義理が積つて、子供たちを依頼するのも心苦しい、よし頼んで置いても、三杯目にはそ

つと出す居候のみじめさを想ふとたまらない。又孤兒院のことも考へたが、孤兒院の子供達が孤兒院育ちと後ろ指さされて如何に悲しい生活を送つてゐるかが思はれてそれもいや、結局、一緒に連れて行くのは最も子供の爲めに幸せてあるとして、親子一家が心中自殺することに決めたのである。

夜になつて長男は遊びつかれた妹をつれて歸つて來た。すると丑松さんは、「明日は日曜だから久しぶりに遠足に行かう。起きてすぐ行くから一番よい着物を着て寝なさい。」

と子供に云ふと、無心の子供は非常に喜んで寝た。子供達には父と母とが眼に一ばいに涙をためてゐるのに氣がつかなかつた。

夜更けて丑松さんは心を鬼にして妻を絞殺した。そして長男の枕元を覗くと、長男は遠足の夢を見てゐるのか、可愛い鬢を見せて眠つてゐるではないか。幾度自分の心を叱つて心を鬼にしてもどうしても手が出ない。そのうちに溢れる涙が子供の頬にはらくらくと落ちた。子供はぱつちり眼を開けた。開けると眼の

前に蒼ざめた父親の顔がある。子供は思はずはね起きて逃げ出したが、直ぐかけ戻つて父の膝にすがり、

「堪忍してーお父さんー キット明日からはよく云ふことをさいて學校も休んで、母さんの世話をしますから。」

と叫んだ。子供心にあんなにせびつて學校へ行きたがつたのが悪いと思つたのだらう。

此物音に妹の子も目をさまして、いきなり父の後からすがりついて、

「父さん、かんにんして、兄さんをかんにんして」

と泣きわめくのであつた。

せきあげて來る涙を拂ひも得せず、無理に目を瞑つてあとさきよりすがりつく兄弟を夢中で締めて仕舞つた。そして丑松さんは氣ぬけのようになつて近所の鐵道線路に飛び込んだ。所が、幸か不幸か一旦締められた子供二人は間もなく蘇つて

父さん、母さん、と泣き叫び乍ら、親たちが不義理に顔むけの出來ないと思

つたその親類にひきとられて行つた。そして魂のぬけた病人として幾日かの生命をつなぎとめた丑松さんは、子供にすまない／＼と云ひ續けて遂に息を引きとつた。

哀風悲雨艱難の世路を辿つて、遂に活路を見出し得ず、今最後の死に直面せる彼等は過去の苦き経験に徴しても、又現在世間一般は勿論、もと／＼親しき関係にある筈の親戚知友の情誼の程度を見ても彼等の愛する子供を親無し子として残し、そこに不安なる人生の一路が、その子供等の將來に幸福を齎らそうとは、どうしても考へることは出来なかつたであらう。

「可哀いからこそ道連れにするのだ」彼等のこの悲しい言葉が、彼等につれなかつた世に又人々に投げかへす言葉としてのみ聞き逃がすべきではあるまい。昭和の聖代に、大稜威の下に生きるものとして、同胞のうちに、この悲しき運命を選び行くもの、あることは深く／＼考へなければならぬところではなからうか。

二、細民街と賣笑婦の哀話

(草間八十雄氏灯の女關の女より)

著者は常に東京市の内外に於ける細民地域を踏査して、氣の毒な細民の人々とその生活状態を視察するのであるが、何處の細民窟に這入つて行つても、貧しさに悩まされ賣られ行く女の少くないこと、又その賣られ行く女と其家庭の貧しい事情を聞く毎に、悲しい思ひは胸を衝くのである。

貧しい人々が軒を連らねて住まつてゐる東京市外南千住のトンネル長屋に行くと、日傭人夫の親父は其妻に病まれ、詮方なく長女を娼妓に賣らうとしたが、下層社会には戸籍の不整理者が多く、或ものは全くの無籍者であり、或者は出生届をせずに棄て、措くと云ふ輩らがある。此娘を賣らうとした父親も其娘を無籍のまま、育て、來たが、いざ娼妓に賣らうとするには無籍者では買手がなないので、モグリ桂庵の智恵で同じ貧乏人でその娘と同じ年頃の娘をもつものと共謀して其娘の名をいつわり、信州の某遊廓へ首尾よく賣り込み前借金を親父と名義を貸した親父と、モグリ桂庵とて分配したが後に其事柄が露顯したので

一同檢擧を恐れ何れか逃亡したと云ふ偽籍事件さへあり、又日暮里元金杉のボロ長屋では貧しい車夫が生活苦から年端の行かない十一の小娘を只つた六拾圓で群馬の藝妓屋へ仕込みに賣つたが、買つた藝妓屋はそれを他の藝妓へ轉賣し少からぬ儲けを占めて置きながら實の親父には一文も與へない。此れは住込みに賣るとき養女名義で然も先にのみ都合よく認められた委任狀に言はるゝ通り判を押したので、後から異議を唱へても何の利目がなく、僅六拾圓で娘一人を奪はれたも同様だと悲しい思ひを告ぐるものがあり小石川西丸町俚俗二百軒長屋では日傭人夫の家で八年以前に十五になる娘を群馬縣高崎の達磨屋へ四拾五圓で賣つたのである。其後抱主から他へ住替へをさせるから此證書に捺印せよと勝手なことを要求して來たがキツパリ拒絶すると、いかなる手續をとつたものか遂々信州上田在坂下村の達磨屋へ轉賣され、更に其處から信州岩田村に轉賣され、又も其處から茨城地方に轉賣された。其後東京洲崎遊廓の樓主と稱するもの、その娘を伴ひ突然と實父を訪れ、此娘は田舎で稼業中借金が嵩むだから娼

妓となり其借金で前抱主への借金を整理するのであるから、此證書に判を押せと頻りに迫つたが實父は頑として應じないので、樓主と稱する男は一緒に伴ひ來れる娘を無理に引連れ立去つたが、其後群馬縣前橋市榎町の達磨屋から其娘の出した手紙が届き拾五圓持參して父に來るやうにと云つて來たが其日暮しの貧しい父は前橋に行く旅費もなくどうしたものかと途方にくれてゐた。かくの如く八年前に四拾五圓で手離した娘が轉々と賣られいまだに泥水から浮き上がられない。

或日深川富川町に行くとい軒の貧しい家での話によると、自分は困まつて娘二人を藝妓に出してある。長女は埼玉の寄居に、二女は山梨縣の韭崎に行つてゐる。長女は二百圓で娘は拾歳の少女であつたから只つた三拾圓で年期は二十歳まで形式は養女にして賣つた。俺が突然病氣になり心細くなつたから二人の娘に遭ひたくなつたので、双方へ電報を打つと、寄居の娘はすぐ來たが韭崎の娘は却々來ないので其抱主に屢々頼みの手紙を出しても返事さへない。かう

なると親は不安の思ひにたへないので、寄居に稼いでゐる長女が旅費を拵へてくれたので近所の人を頼み態々山梨まで迎へに行つてもらつた。處が、その二女の言ふのに、あたいの父さんのやうに年端の行かないあたいと姉さんの二人まで色町に賣りこうして泣の目で暮させるやうな非道の親には遭ひたくないと思ひ出で説諭をしてもらひやつと連れ出して來た。其後俺も病氣が直り達者に願ひ出で説諭をしてもらひやつと連れ出して來た。其後俺も病氣が直り達者になつて居るが娘二人迄苦海に沈めた俯甲斐なさを心でないてゐると愚痴るのである。かくの如き悲しい断は貧民街に行くといくらでも聞くのである。

三、暗黒の世界に一道の光明 (河村舜應氏光明の人生より)

淋しい親子五人の隠家

東都の震災直後の焼け跡は、心靜かに文明の起源を考察する上には、誠に適當の機會であつた。——見渡すかぎり一面、洋々たる灰の海のやうであつた。今尙ほ思ひ起すだに、痛ましい記憶となつて残つてゐるが、當時の私共は、全

親子五人の
隠家

く「逆轉した原始時代に立ち歸つて『人間』といふもの、生活の方法を創むるやうに餘儀なくされてゐた。——平素は、市内で到底想像も出來ない特別な世界に、直面しては、遠い昔に遡つて、人類の祖先が苦心したやうに、一歩一歩人間の世界を築き上げて行かねばならなかつた。

處々に眞黒になつた焼け「トタン」は山をなし、半焼の材木は到る處に轉がつて點々としてゐる。板塀の代用にしたり、屋根板に用ひてゐた石油罐の空きがらの打伸ばしたのが、處々に推積してある。

心ある細民は、其等の焼け跡の残りものを拾ひ集めて、逸早く焼跡に自分の住居を自分で建て、利殖にぬけ目のない地主や、家主を惱ましたものである。當時借地借家調停裁判の繁昌したのも、之がためであつた。

田代の家も矢張り此種の手製のものであつた、黒焦げの丸太を柱にして、半焼けの材木をしつらへ、焼けトタンで屋根を葺き、四圍を張り、入口の格子戸の代用に炭俵をかけ、床板を用ひずに炭俵を二、三枚敷きつめて「疊」として

ゐた。家の腰の周圍へ土を盛つて小さな土堤を造つた。雨が降ると家の中へ水が流れ込むのを防ぐためであつた。先づ豚小屋と餘り大差のない堀立て小屋である。丈の高くない私ですら、よほど身體をかめなければ入る事が出来ない。入口以外に太陽の光線の入る窓すらない、清潔とか、秩序とかは今の場合は云ふべきではない。

斯くて出来上がったのが、淋しい田代の「親子五人の安息所」である。當年の秋郎は苦しい思ひをして、いつまでも其日暮しの危ぶなつかしい生計を立て、内地に愚圖々々してゐるよりも、一と奮發して明けても暮れても心頭を徨ふ不安を一掃しようと、滿洲へ出稼ぎに旅立ちしたのは二十餘年前であつた。身體の自由の利く此の若い時代には、身も骨も碎けよとばかりに身體一つを資本にして奮發努力した。身體さへ丈夫であれば、滿洲では井戸堀が一番収入が多いと聞いたので、夫婦二人が井戸堀の手傳に雇はれた。降つても照つても骨身を惜まず、馬車馬のように傍目もくれず稼いだ。朝目が覺めると四肢

が引裂けるやうにだるい。便所でしやがむと兩脚が引きつつて涙が出る程痛んだ、けれどマンモンの神殿を建てんとする人達のやうに、瘴煙蠻雨をも厭はなかつた。

こうして故郷の親戚知己へは消息をしやう、寒暑の見舞もしなければならぬと思ひながらも、圖らずも打絶えて、いつのまにか早や十數年は夢のやうに過ぎて終つた。早く金持になつて生活上の不安を除かうてふことが、唯一の目標で、一圖に物質生活の擴充をばかり考へてゐたので、世間への體裁とか義理とか人情的方面、道德的方面とかてふことに至つては全く此れを閑却してゐたやうであつた。

或はその爲であつたらう。下谷區御徒町に相當な生活をしてゐる請負師の長谷川長太郎は秋郎の實弟であるが意志の疎通を缺いて、今は絶交してゐるやうな始末である。

滿洲を引き上げて上京した後の秋郎一家の生活費は、主として秋郎が支那に

ある間に習覚した「易」で辛ふじて支へられてゐた。震災の非常な痛苦を嘗めて、心勞したためか、先年の過度の勞苦が一時に出た爲めか、秋郎は震災直後間もなく失明した。兩眼は開いてゐるが、全然視力を失ふた後の秋郎は「易」を職業とすることも出來ず、當面の急務として眼疾の治療に着手せねばならぬのである。濟生會は勿論、同愛社、醫師會其他の特殊の眼科専門醫の診察を受けて、一意治療に力めたのであるが、全然回復の見込が立たぬと謂はれた。

昨日までは、何の不便もなく、自由に活動してはゐたが、一度び明を失ふと、騒々しい音響のみは平日と變らず聞ゆるが、世界は全然眞暗である。不自由も不便も、何とも言葉に表はしやうがない。——まるで黒暗の世界へ突き落されたやうなものである。悲しんでも訴へても、今更何とも詮すべがない。考えれば考うるほど、仕事も、何も手につかないけれどぼんやりしてゐる譯にはゆかぬ、回復の見込が全く立たぬものとすれば、生活の方法を何とか變へねばならぬ當面の問題が差迫つてゐる。一家擧つて思案に暮れてゐる時に妻の心を躍り

たたせたのは、

「人を求むる」聲に飛び起きて

「ラムネ工場に空瓶を洗ふ婦人を求む」てふ張札を見て來た長男軍三の話である。彼女の勝ち氣は、何時までも悲歎に暮れさしては置かない。早速申込んで翌日より通ふことに話が纏まつた。日給八十錢、此れで五人家族の一日を支えねばならぬのである。長男と長女は××小學校に通ふてゐる、半途中やめさすに忍びない、今までは成るべく自ら獨立の道を開く工夫をするやうに指導することを怠らなかつた栗原委員は、もはや救ひの手を、下さずにはゐられなくなつた。生活費の救助を申請して一ヶ月に四十圓たらずの下附を受けて遣つた。

普通「焼鳥」と呼ばれてゐる屋臺店を夜間路傍に開くのも格好の内職の一であるといふ、妻のサダが内情を聞いて見ると案外僅少の資本で容易に運べる見込がついた。開業の道具には差當り七輪、火箸が入用である、屋臺店を造らねばならぬ、栗原さんも種々盡力されて場處も入谷町の大通り某酒店の前を借

りることに交渉がついた。けれど臺の上の屋根を造ることも暖簾をかけることも遠慮して貰ひたいといふ條件である、其れは酒店の外観や店飾りのフリンデを害ふからであらうと察せられる。雨のふる夜淺草の方へ向つて入谷町の改正通りを通る人は左側の酒店の前に、五十歳前後の手拭をかぶつた婦人がにほひ立たせて肉を焼いてゐる其上を十歳位の男の子が雨傘をさしかけてゐるのを見受けたであらう。

朝の八時から終日立ちつゞけてラムネの空瓶を洗ひ、疲れ切つて歸宅を急ぐと、夕食の用意にとりかゝる、夕餐が終ると寸刻を争ふて屋臺店を出す準備を始める、十一歳の長男も九歳の長女も母親が肉を切る其の片つ端から竹串に肉をさし、秋郎も手觸りを辿つて、けづり立ての竹串にあぶりなつかしい手つきで肉をにぎつたり離したりしてゐた。

斯くて數ヶ月は夢のやうに過ぎた。

雨の夜も星の夜も必ず午後の七時前後には屋臺店を開く此の哀れなる母子の

姿を見て、同情的に買ふ人も少なくなかつた。

一方で視覚を缺くと、他方では聴覚が鋭くなり、觸覺、嗅覺續いて推察力が非常に發達して強度に敏感となるものである。秋郎は視力を失ふたが身體の健康には別段の異状はない、女房にばかり稼がせてブラリとしてゐる譯にはゆかぬ、兩眼の明るいうちは飛び廻ることが好きであつたが今は打つて變つたやうに落着いて考うるやうになつた。

吾豈匏瓜也哉、焉能繫而不食、とは先哲孔子の教ゆるところである。心靜かに「易」を念じ、筮竹を握る時々不思議にあたることがある。

新装のバラック

近隣で此の噂を耳にしたとある商家の未亡人より事件の占ひを頼まれた。――秋郎の語るところ未亡人の豫測に適中した、そうして事件の趨向を示した、此れも合致した、未亡人は喜んだ。そうして何を以て報酬しやうかと考へた。エスキモー人の住み家のやうな薄暗い堀つ立て小屋の、ちらばらの内にうづ

くまつてゐる秋郎一家の人達が氣の毒に思へた。六疊ほか一室の小ざつぱりした平家のバラックを建てて占ひの適中したお禮としたのである。栗原委員も安心して今は生活救助費の申請を打切つた。土間に炭俵を敷いて床板のない處にゐた五人の家族は新しい畳に座して今は家業にいそしんでゐるし、子供は喜々として學校に通ふてゐる。

社會局の内部へ、私が勤務するやうになつてから、田代を訪問する機會は暫く打ち絶えた。

先日、下谷區の警察署へ、用件が出来て其歸り途に田代を思ひ出して立寄り訪ねた。

『お蔭さまで、長男が今日小學校を優等で卒業しました。校長さんのお計ひで今春から安田さんの保善工業學校へ通はせて頂くやうになりました』

私の話し聲を聞いて、早速手さぐりながら出て来て、喜こんで斯んな事を云ふ。

自分の歳とることを忘れて……あの悴が早や小學校を卒業するやうになつたかと思つて指折り數へてゐると、表戸をあけて這入つて來たのは長男である。如何にも壯健そうである。

こうして田代一家は、今は栗原委員の保護の手から獨立して、只管將來を楽しみながら、現在の痛苦より暫く忘れんとして努めてゐる。

日ごろ勝ち氣な母は、せめて子供だけは自分どもが通つて來たやうな世の中を歩ませたくない、と口づさんでゐた。どんなに疲れてゐても、小學校の復習や豫習をたすけることを怠らなかつた。その甲斐あつて、長男軍三は保善學校で學費給與の恩典にあづかり、將來を囑望されてゐる。

第四章 我邦社会事業の現状

第一節 社会事業の統制並聯絡

社会事業行政

一、社会事業行政 中央機關としての社会事業行政事務は從來内務省社会局衛生局を初め司法省、文部省其の他の省の一部に於て管掌されてゐたのであるが、昭和十三年一月厚生省が開設されるに及んで、今後は本省が我邦社会福利行政の中心を爲すこととなつた。

惟ふに國家社会の福利安寧を希求するならば、是を構成する國民の精神力及び活動力を充實増進することが根本で、産業、經濟、國防其の他百般の施設は自から茲に胚胎するのである。然るに我國に於ける現状を見るに、國民の死亡率、罹病狀況、平均壽命等に於て他の文明諸國に比して遙かに劣悪であり、結核の蔓延、壯丁の體位劣弱等國家として寒心に堪えないものがある。

茲に於てか、國民一般の健康増進、體位の向上を圖る綜合的行政の出現を希望するは必然である。然し國民の健康又は體力の劣弱は國民生活の不合理と困難に基く事が尠くないので、之に對應して社会政策及社会事業の整備擴充を圖ることが洵に肝要である。即ち體育運動、環境衛生疾病の豫防及治療等を概括する保健行政と社会福利施設・救済保護・職業並労働保護・社会保険等を概括する社会行政とが兩々相俟つて國民に働きかけなければならぬのである。

厚生省の創設は此意味に於て劃期的なものである。而して其機構は大臣官房の外、内局として國民保健、社会事業及び労働に關する事務を分掌するところの體力、衛生、豫防、社会及び労働の五局と外局として健康保険、労働者災害扶助責任保険其の他の社会保険並に簡易生命保険及び郵便年金に關する事務を分掌する保険院との五局一院よりなつてゐる。

厚生省の機構

厚生省の機構

體力局

- 一、體力向上の企畫に關する事項
- 二、體力向上の施設に關する事項
- 三、體力調査に關する事項
- 四、體育運動に關する事項
- 五、妊産婦・乳幼兒及兒童の衛生に關する事項

衛生局

- 一、衣食住の衛生に關する事項
- 二、衛生指導に關する事項
- 三、醫事及藥事に關する事項
- 四、其他國民保健に關する事項にして他の主管に屬せざるもの

豫防局

- 一、傳染病、地方病其他の疾病の豫防に關する事項
- 二、檢疫に關する事項
- 三、精神病に關する事項
- 四、民族衛生に關する事項

社会局

- 一、社会福利施設に關する事項

- 二、救護及救療に關する事項
- 三、母子及兒童の保護に關する事項
- 四、其他社会事業に關する事項

労働局

- 一、労働條件に關する事項
- 二、工場及鑛山に於ける労働衛生に關する事項
- 三、國際労働事務に關する統轄事項
- 四、其他労働に關する事項

保険院

- 一、總務局
- 1、人事、文書及會計に關する事項
- 2、保險數理に關する事項
- 3、社会保險及簡易生命保險の制度の企畫並に被保險者保健施設の企畫及統轄に關する事項
- 4、他の主管に屬せざる事項

二、社会保險局

- 健康保險、労働者災害扶助責任保險其他の社会保險に關する事項

三、簡易保険局

簡易生命保険及郵便年金に関する事項

傷兵保護院

軍人又は之に準ずべき者として戦闘其の他の公務に因り傷痍を受け又は疾病に罹りたる者(傷痍軍人)の療養、職業其の他の保護に関する事務

職業部(臨時)

職業の紹介、失業の救済其の他勞務の需給に関する事務

軍事援護部(臨時)

軍事扶助、其の他軍事援護に関する事務

尙中央に於ける社会事業の行政部局所管事業の主なるものを舉ぐれば宮内省大臣官房總務課に於ける救済事業及び司法省大臣官房保護課に於ける少年審判所、矯正院、釋放者の保護並びに之が監督獎勵及び少年保護等に関するものがある。

地方に於ける社会行政としては、厚生省設立の今日も尙従来通り道府縣の學務部社会課を初め、職業課、社会教育課、警察部(東京府は警視廳)衛生課、工場課等に於て管掌されてゐる。

二、社会事業の聯絡 現在我邦には一萬有餘の公私社会事業が存在してゐる

社会事業聯絡

が、民間に在つて是等の團體を總括して聯絡の任に當つて居るものに、中央には財団法人中央社会事業協會があり、地方には各道府縣に、夫々社会事業協會が設置せられてゐる。

其他社会事業の部門的に各方面の聯絡統一を圖る機關として、財団法人中央融和事業協會、全日本司法保護事業聯盟、財団法人輔成會、日本少年保護協會、日本少年教護聯盟、中央盲人福祉協會、全國養老事業協會、全國育兒事業協會、職業紹介事業協會、日本精神衛生協會等があり又、方面事業に就ては中央に全日本方面委員聯盟を設け、各地方に方面委員聯盟がある、教化團體の連絡機關としては中央に中央教化團體聯合會があり、各地方には夫々道府縣に其聯合會が設けられて有機的に斯業に関する聯絡を圖つてゐる。

尙又、私設社会事業團體相互の聯絡機關としては、其中央聯絡機關に全日本私設社会事業聯盟があり。道府縣にも私設社会事業聯盟を組織するものが少くない。

救護事業

第二節 救護事業

貧窮者に對する救護事業は、我國社會事業の淵源とも云ふべきもので最も古くから行はれ、現今に於ても社會事業行政の重要な一部門をなしてゐる。而して現在救護事業は之を一般救護事業と特殊救護事業の二つの體系に分たれてゐる。

救護法に依る救護

一、救護法に依る救護（一般救護） 現在我國救護事業の根幹をなしてゐるものは昭和四年制定の救護法で、之は明治七年の恤救規則に依る救護が時代の變遷に伴つて、不充分不適當となつたのに鑑み救護の趣旨内容等に根本的改變を加へ、昭和七年一月一日より實施を見るに至つたものである。

救護法は、六十五歳以上の老衰者、十三歳以下の幼者、妊産婦、不具廢疾、疾病傷痍其他精神又は身體の障害に依り勞務を行ふことの出来ない者で、現在貧困のため生活し得ざる者を救護の對象とし、何れの場合に於ても勤勞能力を缺如する貧困者に局限し、他方に於て我國古來の美風を尊重して被救護者に急

迫の事情の無い限り先づ扶養義務者の扶養を實行せしめることを原則とした。

救護の種類は生活扶助、醫療、助産及生業扶助の四種となつてゐる。而して之等の救護は被救護者の家庭に於て家族的境遇を持續せしめつゝ、行ふのを本則としてゐるが、特別の場合には一定の施設に收容保護を加へ相俟つて保護の徹底を期してゐる。

尙救護の程度方法に就て一言加へるならば、生活扶助は金錢又は物品の給與を以てし、居宅救護の場合は一人一日二十五錢以内、一世帯一日一圓以内、收容保護の場合は内務大臣の認可を受けた上、地方長官が此限度を定むること、なつてゐる、醫療は診察、治療、手術、處置等の一切を含むもので救護施設又は市町村長の指定した醫師齒科醫師について之を受けること、し、助産は居宅救護の場合は十圓以内、收容救護の場合は地方長官の定めた限度内で指定の醫師又は産婆に就て受けしめる、生業扶助は生活扶助の一變形であつて、幾分ても勤勞の出来る被救護者に一人三十圓以内に於て、生業に必要な資金器具又は

資料を給與乃至貸與して被救護者の自立心を損傷せしめないことに留意し、尙救護を受くる者が死亡したときは、十圓以内を以て埋葬費を支給し、経済的救護と共に風教上の美風を維持振作することゝなつてゐる。而して以上述べた各種の救護は要救護者の實情に即して最も適切なものを選び、或は單獨に或は併給式に給與することゝし救護の實際化に留意せられてゐる。

曩に救護の方法としては自宅救護の外、收容救護の途の設けられてゐることを述べたが、養老院、孤兒院、病院其他の施設中、地方長官の認可を受けて右收容保護を爲すものを救護施設と稱してゐる、救護施設には公設のものとして私設のものがあつて、夫々認可又は報告の義務が伴ひ設備の充實、救護の受託等に就ての責務があるが、他方に於て設備費等に國府縣の補助金があり、救護施設に供用する土地建物に對しては地方税を免除せらるゝ等の特典がある。

救護は市町村長が之に當り、其補助機關としては助役以下一般補助者の外、特に救護の委員制が設けられた、此委員は法の精神を體得して調査通報具申等

をなし、濫救漏救の弊を避けねばならないので、夙に之等に盡瘁しつゝある方面委員の兼任することゝなつてゐる。

次に本法に於ける救護費の支辨は各種の事情を考慮して國、道府縣、市町村に於て分擔するの制を採用した。而して市町村の負擔すべき費用は被救護者が其市町村に一年以上居住するとき、及一年未滿の場合に於ても其者の夫、妻、父母、子、孫が一年以上此處に居住してゐるときの救護費、埋葬費並委員に關する費用で市町村の負擔に屬せない救護並埋葬費のすべてを道府縣が負擔することゝなつてゐる。

かくて國庫は市町村、道府縣に於ける以上の負擔並公私各救護施設の創設、擴張、初度調辨費(公設のもの事務費を含む)に對し二分の一以上を補助することゝなつてゐた。然るに被救護者の増加と共に右國庫補助率は低下し勢ひ市町村等の負擔を増す結果となり、茲に救護實施上思はしからぬ事情も豫想せられたので、政府は昭和十二年三月本法を改正して國庫補助率を二分の一に確定

し、更に財政上最も影響を蒙るべき市町村の負擔に係る救護費、埋葬費及委員費に對しては、特に十二分の七を補助する事として負擔上の不安を一掃すると共に、斯業の徹底を圖る事となつた。尙道府縣は前段國庫補助に於て述べた市町村並私設救護施設の費用に對し、夫々四分の一を補助することゝなつてゐる。本法に依る救護の状況を概観するに、救護費國庫補助基本額は昭和六年度五十萬圓、同七年度三百八十二萬圓、同八年度五百五十二萬圓、同九年度六百十三萬圓、同十年度六百二十三萬圓、同十一年度六百五十三萬圓餘と逐年増加し、之が救護の内容を昭和十年度の事實に徴すれば被救護者總數二十萬九千七百人、金額五百八十九萬四千五百四十九萬圓で、被救護者種類別に見れば次の通りである。

六十五歳以上の老衰者	實人員	五〇、三二四人	金額	一、六五六、二七五圓
十三歳以下の幼者		九五、四四〇人		二、一二八、〇八六圓
妊産婦		二、三八七人		一二、九七〇圓
不具廢疾		一〇、六四八人		三一七、一九九圓
疾病傷痍		四九、六三四人		一、二八八、三一四圓

任意救護

精神耗弱又は身體虛弱 一〇、三二二人
 幼兒保育の母 九六二人

四七五、八三〇圓

一五、八七五圓

二、任意救護（一般救護）私設社会事業が過去の社会事業界に残した業績は洵に大なるものがある、又近時に至る迄、社会事業は救貧的なものが多かつたので、私的救護の活動は最も基本的であつた、然るに救護法其他、公的救護施設の發展に依り其事業分野は著しく變化し、今日では補充的傾向を帯ぶるに至つた。由來私設社会事業の中には財政的基礎の薄弱な上に、近時經濟上の推移に伴ふ低金利、寄附金の減少、物價騰貴等の爲に、益々經營上の困難を加へ、私設社会事業家に烈々の熱意があつても動もすれば、事業の機能に活潑を缺く憾があつた。即私設救護事業最近の推移を見るに。

院外救護

院外救護事業状況

年次	團體數	救護人員	經費	資産
昭和元年度	一五一	九、六七一	三九五、一六一圓	四、〇五七、七一〇圓
同九年度	一六五	一五、二三七	三四九、五〇二	三、八六四、六二〇

(昭和三年度)

院内救護

院内救護事業状況

(施設數)

昭和元年度	二一	一、六一四	九四八、三六〇	四、六九二、七六一
昭和九年度	四〇	四、九一三	九一九、〇四五	四、三一二、七二四

以上の如くであつて、救護人員の著しい増加に對して經費の減少しつゝある事實は其經營難を推察するに難くない。

又養老事業に於て、昭和元年度と昭和九年度との状況を比較するに、施設數は四十八が八十九に、收容人員は千六百七十四人が三千六百五十七人に、經費は二十五萬八千四百六十八圓が五十七萬八千八百五十七圓にと、何れも相當の發展を示してゐるが、之とても救護費中には公的支辨のものが必らずしも少くないやうに想像される。惟ふに、私設救護事業の分野は被救護者の増加に徴して明な如く重要な使命があり、又精神的經營の長所と共に、救護法規の擴大強化に伴つて其代用的施設としての意味も擴大するので、之が發達には社會各方面の盡力すべき必要がある。

政府並に、地方公共團體に於ては豫てより補助々成を爲し、私設救護事業の

充實に意を用ひて來たが、昭和十三年七月一日より待望の社會事業法が實施せらるゝこととなり、補助獎勵と監督に一段の徹底を見るのは甚だ慶賀に堪へぬ所である。

行旅病人及
行旅死亡人
救護

三、行旅病人及行旅死亡人救護 (特殊救護) 行旅病人の救護並行旅死亡人の

取扱については、明治三十三年制定の行旅病人及行旅死亡人取扱法がある。この法令の趣旨は云ふまでもなく、旅行中の病人(飢餓凍饑に迫り若は妊産婦で歩行に堪へない者を含む)で救護を要する者、及旅行中死亡した者を保護するものであつて、之が保護は先づ當該市町村が當り、市町村長は速に扶養義務者又は家族に引取方を通知する。若し引取人の無いときは道府縣知事に其引取を求むるのである。而して此救護費は原則として、本人又は扶養義務者の負擔となるべきであるが、辨償の不能な場合は救護地の道府縣が負擔することとなつてゐる。此の行旅病人及死亡人は人口が増加し、其異動の激しくなるにつれて都會地及近傍に増加する傾向が表はれる。昭和九年度中に於ける取扱状況を觀ると、救護人員七千八百三十一人で救

護費は道府縣支出三十九萬九千三百四十四圓、扶養義務者負擔一萬五千八百六十三圓計四十一萬五千二百七圓である。尙同年中の行旅死亡人取扱件数は救護人員四千八百六十九人、取扱費は道府縣支出四萬七千七百八十一圓、扶養義務者負擔一萬五千四百九十三圓、計六萬三千二百七十四圓に達してゐる。

罹災救助

四、罹災救助（特殊救護）我國は氣候風土の關係上、天災地變の災厄が非常に多く、従つて古來罹災救助に關する制度は克く發達し後世に繼承されたものが少くない。明治の時代になつて其十三年に、政府は備荒儲蓄法を制定した、此の法に依ると國庫は毎年百二十萬圓を支出して、之を中央と道府縣とに分配し、道府縣は此の外に公儲金を徴收して蓄積をすることになつたのである。その結果、中央も道府縣も儲蓄金が非常に巨額に上つたので、明治二十三年からは國庫の支出と、府縣公儲金の徴收とを廢止するに至つた。更に明治三十二年に至り、政府は備荒儲蓄法を廢止して、新に法律第七十七號を以て罹災救助基金法を制定發布した、（北海道罹災救助基金法は明治三十八年、沖繩縣罹災救助

基金法は明治四十二年の制定）同法に依れば各道府縣に一定の基金を蓄積し、府縣の全部又は一部に亘る非常災害のあつた場合に支出することになつてゐる。而して右貯蓄額は府縣各五十萬圓、北海道百萬圓、沖繩縣二十萬圓であつたが、昭和十年二月十五日勅令第二十號を以て府縣各百萬圓、北海道二百萬圓、沖繩縣四十萬圓に増額改正せられた。

罹災救助の爲、本基金の支出を爲し得べき費目は避難所費、食料費、被服費、治療費、埋葬費、小屋掛費、就業費、學用品費、運搬用具費、人夫費等で各道府縣では該基金の管理支出に關する規定を設けて、各其用途に従つて支出するのである。本法に依る昭和十一年度末罹災救助基金現在高は全國を通じ八千九百九十七萬四千九百六十八圓に達し、北海道、沖繩縣を除けば一府縣當平均約百九十九萬圓で、同年度に於ける救助の概況を見ると其支出額は二十四萬六千八百六十五圓である。

東北振興事業

五、東北振興事業 凶作と云へば、直ちに東北地方を聯想するほど、此の地

方民は自然の齎らず災禍の前に惱された、元來同地方は本州の東北部を占め天候に恵まれず、交通に不便の爲、産業經濟は勿論、萬般の文化に立ち遅れて今日に至つた、加之、度々襲ひ來る天災地變は同地方住民の生活を一層窮乏に趁ひやり、産業、經濟共に萎靡沈滞に陥つた。試みに最近に於ける記録を數へて見ても、昭和六年の大凶作、同七年の三陸大震災、同九年の大冷害、同十年の大水害と連年災害相踵ぐの有様で、農村は云ふに及ばず、山村、漁村に於ても収入の途は閉され喰ふに食なく、住民の困苦は其極に達するものがあつた。茲に於てか、打續く惨害に直面して根本的に災禍を除き、振興方策を樹立し、速に之が實現を圖るべしとする東北振興の要望は期せずして朝野に昂まつたのである。

畏くも、我が皇室に於ては東北諸縣の困窮實狀につき深く御軫念あらせられ、御救恤の思召を以て昭和九年十一月七日、御内帑金五十萬圓を下賜せられたのである。聖旨に感激した政府は、慎重考究を重ねた結果、東北地方救濟

郷倉の復活

施設として最も適切なる郷倉制度を復活することに決定、既設のもの充實を圖ると共に、之が新設を奨励することとなり、昭和九年度には八十六萬五千四百圓、昭和十年度には七十七萬一千四百圓、計一百六十三萬六千八百圓の國費を御下賜金に併せて東北六縣に配當し、昭和十年末に於ては新設郷倉四千九百二十一、既設郷倉千二百九合計六千三百三十に達したのである。

第三節 軍事援護事業

兵役は我國民の最も尊い義務であるが、一命を捧げて此任に就いて居る下士官兵に、眞に後顧の憂なからしめる爲、其家族又は遺族を援護し、且不幸傷病兵となつた勇士の後を見護つて、充分其所を得せしむることは、又國家國民の務である、而して之等軍事援護の事業は種々あるが以下主なるものに就て概説を試みることにしたい。

一、軍事扶助法による扶助 軍事救護法は大正六年七月法律第一號を以て公

軍事扶助法
に依る扶助

布、同七年一月一日より施行せられたのであるが、昭和六年三月法律第二十七號を以て之を改正し、救護の種類と傷病兵の範圍を擴張し、更に昭和十二年三月改正を加へて名稱も軍事扶助法と改め要扶助者扶助の種類其他扶助條件等の内容に就ても擴張せられて今日に及んでゐる。

本法の扶助が如何なる人に適用せられるかと云ふことについては、法第一條に「傷病兵其ノ家族若ハ遺族、又ハ下士官兵ノ家族若ハ遺族ハ本法ニ依リ之ヲ扶助ス」と定められてゐる。而して傷病兵と謂ふのは戦闘又は公務の爲、或は現役中又は應召中、故意又は重大な過失なくして傷痍を受け若は疾病に罹り一種以上の兵役を免除された者であつて、家、遺族の範圍は大體妻子其他扶養義務關係に在る父母、祖父母、兄弟姉妹、孫等て下士官兵と戸籍や世帯を同じうする人達である、又扶助の開始は右範圍の人達が現役兵の入營、下士官兵の應召、傷病若は死亡等の爲に生活すること困難な状態に陥つた場合に行はれるのである。

扶助手續は、市區町村長を経て地方長官に出願することになつてゐるが、地方長官が必要と認めれば、進んで扶助を行ふことも出来る。次に右の手續に依つて願出た者に對し、各道府縣に於ては各人の戸籍關係や生活状態等を調査の上、扶助方法、種類及び程度を決定するのである。扶助の方法は居宅即ち自宅に於て扶助を行ふのを普通とするが、孤獨者、病人等て居宅扶助の不可能、不適當の場合は設備に收容して扶助を行ふこととなつてゐる。

扶助の種類は生活扶助、醫療、助産及び生業扶助の四種類である。尙右四種類の外、特別の場合として火災、水害其他の災害を受けた時には、被服、寢具、炊事道具等の臨時費用を支出することが出来、又扶助を受ける者が死亡した場合は埋葬費を支出することも出来るのである。

軍事扶助法に依つて扶助せられた者は、昭和十年度十一萬一千五百餘人で、此經費は約二百九十萬圓であつたが、昭和十二年度に於ては支那事變勃發の爲、其數字は著しく増加して扶助戸數三十五萬戸、扶助人員百二十六萬餘人の多き

に達し、之が経費は年度の當初四百萬圓のものが、漸次増嵩遂に三千四百萬圓に上つたのである。

軍事扶助法
以外の援護
状況

二、**軍事扶助法以外の援護状況** 軍事扶助法には法律としての建前より種々の制限があつて、内縁關係の妻子や、伯叔父母、従兄弟等は扶助出来ないものである。併し其の實情は我邦家族制度に徴して扶助を適當と認めらるゝ場合多く、又軍事扶助法に該當する生活困難の程度には達しないが、猶幾何かの援助を必要とする者や、現在何等かの援護を行はないと近き將來に軍事扶助法の扶助を要するに至るであらうと認めらるゝ者等を、事前に於て援護することが甚だ大切である。而して斯の如き種類の援護並見舞金、弔慰金の贈呈、勞力奉仕、慰藉、慰問等の外、軍を構ふこと等が軍事扶助法に依らないで道府縣市町村其他、軍事援護團體で實施せらるる事業であつて、該事業の充實と關係團體の連絡提携は、甚だ大切なので既に昭和九年二月、中央に軍事扶助中央委員會、道府縣に軍事扶助地方委員會を設置せられた。而して軍事援護に要する費用は夫々の方

面より支出されるのであるが、支那事變第一年の昭和十二年度分として判明してゐるものを示せば概ね次の通りである。

一、國庫助成費	一、〇〇〇	(單位千圓)
一、政府寄託軍事扶助事業寄附金	一、五〇〇	
一、道府縣費	二、三六六	
一、軍人援護資金	七八一	
一、道府縣寄附金募集豫定額	二一、八八四	
計	二七、五三一	

尙、農村其他に於て軍人の家、遺族に對し、隣保の美風に則り感謝の赤誠とを籠めて全國的に實行せられつゝある勞力奉仕や家事手傳等の仕事も、莫大な内容を持つてゐる。

惟ふに軍事援護の事業は支那事變の推移に伴ひ、益々重要性を加へて來たので政府は昭和十二年十一月、内務省に臨時軍事援護部を設けて從來の機構を擴大し、各種援護事業の遂行に遺憾なきを期しつゝあるが、更に昭和十三年度に

は之等施設の範圍及所要經費を増加して積極的効果の發揚に努むることとなつた、即ち長期戦の態勢に順應して従來の生活扶助を中心とする方針を改變し、大いに農山漁家、中小商工業者等に對する生業援護の外、轉業、創業、内職等の生業扶助に主力を傾注して當該家庭の生活安定を圖る爲、軍人援護事業助成費一千萬圓を計上し之を夫々の方面に補助することとなつた、又召集解除者の各種生業費並之が準備資金等に充當する爲、七百萬圓を道府縣に交付し、更に軍人の家族遺族の身上及家事萬般に關する相談指導に當らしむる機關として道府縣市町村に於ける軍事援護相談所の設置助成費百萬圓を計上したのである。

以上大體軍事援護事業の主なるものを述べたが、之等各種の施設を綜合的に實施し官民一致、以て銃後の護を完璧ならしむることは眞に肝要なことである。

三、**傷兵保護事業** 皇國に一身を捧げて勇戦奮闘の結果、傷兵軍人となつた人達に對し、國民齊しく感謝の至情を表はすことは當然のことであるが、之等勇士を出征前の實情を目標として先づ心身を恢復し、社會的にも經濟的にも天

傷兵保護

晴獨立の出来るやう生業を営ましめ、且傷兵軍人たるの名譽を保持しつゝ更に大いに君國の爲、奉公の誠をいたさしむることが肝要である。

明治三十九年四月に公布せられた廢兵院法は日露戦争の直後の制定に係り、大體傷兵軍人の貧困救済を目標としてゐたが、昭和九年三月に至つて法律第十二號を以て之が改正を行ひ、名稱を傷兵院法と改稱すると共に、傷兵軍人にして其精神又は身體に著しい障礙があつて、特に收容して保護を爲す必要のある者を入院せしむることとなつた。傷兵院は元東京市巢鴨に存在したが昭和九、十年度に於て療養に適する神奈川縣下小田原町に移轉し收容定員は約百名である。昭和十二年七月支那事變勃發以來傷兵保護の重要性が著しく加つて來たので、之が取扱の中心機關を充實する爲、昭和十二年十一月内務省社會局に設けられた臨時軍事援護部に傷兵保護課の新設を見るに至つた。超えて昭和十三年一月厚生省の創設に次ぎて其外局として傷兵保護院が設置せられ、昭和十三年度經費三千五百三十萬圓を以て愈々傷兵保護對策を確立することとなつた。以上の次

傷兵保護院

第で傷兵保護事業は最近非常に擴大せられ昭和十三年度に於ては概要を左記項目に依つて本格的活動が行はれんとしてゐる。

イ、教養教化に關する事業、傷兵軍人自らが名譽と矜持とを保持し、自重自肅して將來尙大いに奉公の誠を盡すべき志操を固むると同時に、他方一般國民が永く傷兵軍人を尊敬し之に感謝するの心を涵養し、相俟つて傷兵軍人の更生自立を促す諸施設である。

ロ、醫療保護に關する事業、傷兵軍人が陸海軍病院を退院後傷兵の再發其他醫療保護を必要とする場合に對處するもので、療養所の設置、委託療養の實施、保護要具の支給、傷兵院への入院等である。

ハ、職業保護に關する事業、就職に就ては原則として原職復歸の方針を採るのであるが、事實上復歸し得ない者に對しては職業補導施設を講じ、職業指導を充分にし、雇傭關係を促進し、或は自營業者等に對する必要な作業義肢、補助用具等を配給するものである。

ニ、優遇其他に關する事項、傷兵軍人の重大關心事の一つは子弟の教育にあるので、其育英助成を爲し大日本傷兵軍人會の事業を助成促進する等の事業として表はれんとしてゐる。

第四節 方面事業

明治維新此方一視同仁の御仁政の下、我國運は愈々隆昌に趣き各種の産業は進展し、すべての文化は目ざましき發達を遂げ、漸次國力の充實を見ることとなつたが、此間時の経過と共に社會事情は複雑を加へ、漸次貧富の懸隔は甚しく生活に困窮する者の數は逐次増加の勢を示したのである。殊に世界大戰の影響を蒙り我國内の經濟的關係は急激な變調を呈し、要救護者は著しく増加するに對して周濟の方途としての社會事業は極めて幼稚であると共に、之が利用の途さへ充分に開拓されてゐなかつた、併し斯様の状態では御仁慈を奉體して一人の所を得ざる者なきを期すべき有司國民の看過すべき所ではない。

我國方面事業は、此秋に於て先づ濟世顧問の名に於て岡山縣に其の端を發し、別項社會事業の意義中行政的立場より行はる、社會事業の後段參照。次で大阪府に設置されたものであつて、かの泰西諸國の委員制度の如く救貧事業のやり過ぎを矯め弊を抑制することを主眼として創始されたものとの間には既に出發點に於て國情的な相違がある。

岡山縣濟世顧問制度の創始者故笠井信一氏が今、自分の理想とする様な施設は古今東西に其具體的な實例を見ないと謂ひ、又獨逸のエルベルフエト市に於て實施されてゐる救濟事業は、濟世顧問と組織が違ひ目的根本が異つてゐるやうに思ふと述べられ、大阪府に於ける本制度の創始者林市藏氏が、又當時我國の社會事情に則應して設置せられたことに依つても明瞭である。

固より我邦には遠く天武帝の朝に、貧民恤救、不具廢疾並行旅病人の救護を目的として制定せられた五保制度があり、其流を汲んで發達した豊臣徳川時代の五人組制度があるのみならず國民一般の間に醇風美俗として繼續して來た

國委員
大隈重信

方面委員の
信條

固有の隣保相扶の慣行があり、之等は自然傳統的に方面事業の血となり精神となつたことは當然であるが、而も一貫する特質は皇室の御仁慈に奉答する所に存してゐる。

以下方面事業について要點を述べるに先立ち、其根本信條を確認して置きたい。

一、方面事業は、皇室の御仁慈に答へ奉り、最後の一人に對する保護指導を徹底せんとするものである。

一、方面委員は、赤子の一人として御仁慈を奉體し、同胞相愛の至情を以て奉仕する者である。

一、方面委員及其の關係者は亦御仁政を輔翼すべき國民の總意を體して隣保の實行に當る者である。

方面制度の創始と經過 扱て我邦方面事業は前にも一言した如く、岡山縣に於ける濟世顧問及大阪府に於ける方面委員を以て嚆矢とする。而して少しく其由來を尋ねるに大正五年五月地方長官會議の際御賜餐の後、畏くも大正天皇

方面制度の
創始
岡山縣濟世
顧問

には時の岡山縣知事笠井信一氏に對し、縣下貧民の狀況に付き親しく御下問あらせられた、笠井知事は優渥なる 聖旨に感激し歸任後直ちに管内の實情を調査した所、生活に窮乏し救護を要すべき者が縣民の約十分の一の多數に相當することを認めためたので愈々恐懼し、別項記載の心境を以て日夜研鑽を重ねた結果、御下問より一年を経た大正六年五月十二日に濟世顧問設置規程を設け、人格正しき者、身體健全なる者、常識に富める者、慈善同情心に富める者、市町村内中等以上の生活を営む者、忠實勤勉其職務に盡すべき者等の標準の下に嚴選に嚴選を重ねて名譽職の委員を囑託し、要保護者の師父良友の信念を以て一切の指導教化に當らしめ極力防貧の實效を擧げると共に、社會の改良發展を圖ることを以て本領とした。次で社會事業の變遷に伴ひ大正十年新に、濟世委員の制を設けて縣下各市町村に奉仕の委員を増加し、濟世顧問と相俟つて社會調査並各種の救護等に當らしむることゝなつた。

次に大阪府の方面委員制度は大正六、七年のころ即ち米騒動を勃發せしめた

大阪府の方
面委員

險惡な世相に處して生活困窮者の救済を如何にするか、社會政策の根本策は何れにありやなど爲政者に採つて最大の關心事であつたが、時の大阪府知事林市藏氏は此間の對策について非常に苦慮し、府下各村の狀勢に充分の觀察を加ふる一方自から生々しい貧困生活の事相をつき止め特に、救済施設の利用狀況に留意しつゝあつたが一日次の様な事實を體驗した。

それは大正七年の秋なかば、ちちろ蟲の鳴く頃——の或日。

大阪市東區淀屋橋の電車停留場附近に、四十恰好の一人の婦人が、背には幼児を負ひ、片脇には數十枚の夕刊をかゝへてたゞずんでゐた、土佐堀川を渡つてくる川風に、背の兒の夢が破られてけたゞましく泣くのを「おう、よし／＼」と肩でゆすつてあやしなから、夕刊を買つてくれる客もがなと、しよんぼり路傍に待つのであつた。電車が砂塵をまいて來て、停車場に止まつた。彼女は、つとその窓下近くへよつて「夕刊、夕刊」とよばはつた。思ひなしか、その聲も震えてゐる。停留場に近く一軒の理髮店があつた。その名もモーラ館と呼ん

で専ら上流紳士を顧客とする店であつた。今日しも街頭に面した、理髪用椅子に大きな軀幹をもたせかけている一人の紳士があつた。紳士は理髪師に顔をそらせながら、何気なく硝子窓越しに街路の方を見るや、そこには前記の夕刊賣子の姿があつた。

當時、世間は米騒動後間もなく、人心もなほ落つかず物價は止め度もなく騰る一方であつた。大阪府ではこれが緩和のため、大阪市内の篤志家から百八十萬圓の寄附金を得、米の廉賣を開始していた、丁度その日もどこかでその廉賣が行はれてゐたのだつた、さうした折柄とて、夕刊賣子の姿は餘計に紳士の注意を惹いたらしかつた。紳士の眼にはそれがこの頃の世相の縮圖とも見えた。紳士はやがて理髪店を出た、そして夕刊賣子から何枚かの夕刊を買ひ求めながら、やさしく訊いた。

「夕刊を賣つて一日にどの位もうかるかね」「ハイまあ三四十錢から五十錢になります」「五十錢？あなた一人でかな」「紳士が再び訊くと「いゝえ」と軽く否定

しながら電車道の向ふ側を指さした。「あすこにゐます二人の子供と、三人掛りでやうやうそれだけになるのでございます」

見ればそこには八歳と十歳位の子供が夕刊をかい抱いて、一心不乱に「夕刊、夕刊」とよばつてゐる。「子供たちは學校を休めてあるのかね」「ハイ、あるじが病氣で寝込んでしまひましたので、學校へも出せなくなりました。それでかうして働かせておりますので……」と打ち沈んだ調子で答へた。

「さう學校も引かせたのかねえ」

紳士は自分ごとの様に吐息をついた。

件の紳士はやがて淀屋橋を渡つて橋畔の交番所に立つたそしてその巡査に「あの夕刊賣子の身元調査をするやうに」と命じた。

紳士は誰あらう大阪府知事林市藏氏であつたのである。(善き隣人より)

林知事は此一事實に當面し社會救済の行政的責任と共に、道義的に湧き起る同情心は止み難く、其儘近くの交番所に出かけて右夕刊賣の身元調査を命ぜら

れた、世上往々薄幸な人達の境遇を新聞紙上に眺め、路傍に見懸けて惻隱の心をそゝる場合は少くない、而も今一步突込んで其人達の身元を調べ事情如何に依つて一肌脱ごうといふ事になると決して容易でない、警察官よりの身元調査によれば夕刊賣りの一家は窮乏の中にも非常に善良な者であることが判明した。茲に於て問題はたゞ此の一家に止まらず、管内には尙多數救護に洩れてゐる氣の毒な家庭があるに相違ないとの觀測に立つて林知事は責任の重大なことを痛感した。依つて急遽徹底的社會調査と保護指導機關の設置に當ることとなり、當時大阪府囑託で社會事業の權威であつた小河滋次郎博士は林知事の旨を受け、獨英米に於ける救濟委員制度乃至は支那に於ける審戸制度及我國の五人組制度、岡山縣に實施せられた濟世顧問制度等を研鑽考量して採長補短の結果、今日の方面委員制度を立案獻策した、而して林知事の一貫せる至誠と熱烈な努力は實施後著々實績を收めて遂に今日の大をなす基礎を築いたのである。

爾來社會事情の變遷に付き社會事業は大いに進展し、方面事業の必要を感ず

ること愈々痛切となつて、之を實施するもの漸次増加し早くも昭和三年には全國各府縣に行はるゝこととなつた、當時施設數は九十五、方面委員數は一萬五千百五十餘人に達した。

我國方面事業は、以上の經過を辿つて發展して來たが、最近迄道府縣又は都市の任意的施設で經營主體名稱等も區々となつて居り、熱意に燃ゆる名譽職に依つて地方の實情に即して自由に活動せしむる特色を持つてゐた。而して斯業の發達の跡を見ると先づ形態に於て次の如き數字を示してゐる。

年 次	施設數	方面委員數
大正十三年(九月末)	二八	
大正十四年(九月末)	四三	
大正十五年(九月末)	五一	
昭和二年(十二月末)	六〇	
昭和三年(九月末)	九五	一五、一五五
昭和四年(十二月末)	一三六	一八、九一五

昭和五年(十二月末)	一四四	二二、七一四
昭和六年(十二月末)	一六六	二七、九〇七
(此間救護法の實施に依り市町村營のものが府縣營に移管せるもの多し)		
昭和七年(八年三月末)	七〇	三三、一〇〇
昭和八年(九年三月末)	七九	三六、三一七
昭和九年(十年三月末)	八〇	四一、二五四
	道府縣營	四五
	市町村營	三二
	私營	三
		三九、二五四
		(内婦人一〇八九)

次に内容に於ける推移を見ると大體左の如き傾向が認められる。

- 一、統制的な氣運が漸次濃厚となつたこと
- 二、經營主體が漸次府縣營に移つたこと
- 三、名稱が漸次統一せられて來たこと
- 四、補助職員制を導入しつゝあること
- 四、婦人委員の數を増しつゝあること
- 六、委員の任期が一定せられ來つたこと
- 七、後援團體が急速な發展を遂げ來つたこと等

施行區域 區劃標準並方面數 委員制度施行の區域は經營主體たる府縣市町村

の一圓に以て施行するもの及其一部に施行するもの、別があるが、縣下一圓に亘つて實施するものは十九府縣に過ぎない、又之を實施してゐる市町村は全國一萬一千五百三十三の中八千二百三十六である。

方面を區劃する標準は人口若は戸數の粗密程度に依つて分割するもの、地勢又は生活狀態の如何に依り委員執務の便利を考慮して區分するもの、或は警察管轄區域に依るもの等種々あるが最も多いのは、小學校通學區域に依るものである。而して方面數は總數一萬百八十九に達してゐる。

方面委員數及關係職員 委員總數三萬九千二百五十四人中、市部九千七百五十二人、郡部二萬九千五百二人、兩者を通じて岡山縣の二千六百二十人が最も多く五百人以上のもの三十一施設、百人以上五百人未滿のもの十九施設、五十人以上百人未滿のもの四施設、五十人未滿のもの二十六施設ある。

尙是等方面委員の外、各施設共概ね理事又は常務委員、委員長等を設け市町村長、區長、警察署長、小學校長等に方面委員會長、方面參事方面參與等を囑託

方面委員の任務

するものが多い、特に近年斯業の発展に伴ひ専門的知識と熟練技術とを要することが増加したのに鑑み、斯業専任の社会事業職員を併置する向が多くなつた。
方面委員の任務 委員の任務は人間生活の各方面に關連するので其取扱範圍は極めて廣いのであるが要約すれば社会調査、保護救済、教化指導、聯絡提携及社会施設の整備促進等となる。

方面委員の擔當世帯數 方面委員の取扱ふカード數に就ては別に第三章社会事業の對策中、貧困の種類程度及貧困者數に於て述べたので省略するが、委員の擔當世帯數は第一種第二種を通じて平均都市二十世帯（人口七五）郡都十世帯（人口三九）となつてゐる。

取扱件數 方面委員の取扱件數は、昭和八年度中總數三百七十九萬六千八百七十九件で内譯を示せば次の通である。

生活扶助	法令に依るもの 一一〇、八四六件	法令に依らざるもの 一、〇七四、〇一〇件
------	---------------------	-------------------------

保健救療	九六、三一〇	八四二、五五〇
相談指導	—	三三三、五一三
職業紹介其他	—	一四四、五九九
兒童保護	一六、一八六	九三、五七六
教化	—	五六、六三八
戶籍整理	—	五〇、五一九
其他	—	八七八、一三二
計	三三三、三四二	二、四七三、五三七

經費 方面委員費合計は昭和九年度九十四萬四千五百六十四圓、昭和十年度は百十三萬五千八十九圓となつてゐる。

後援團體 は昭和八年千三百六十九、昭和九年千七百七十二に達した。（以上示したは昭和九年の事實とす）
年次を記入せないものは昭和九年の事實とす

方面事業の法制化 前來述べた様に我邦方面事業は、大正六年五月岡山に創設以來著しい普及發達を遂げ、内容形式共に社会事業の基礎となつて、任意施設

方面事業の法制化

後援團體

經費

の面目を發揮して來たが、昭和七年一月救護法の實施と共に方面委員は此の救護の委員を兼任することとなり、初めて法律に依る職務上の地位を附與されたのである。然るに社會の推移に伴ひ、凡そ左の理由に依つて方面委員制度の法制化が要望せらるゝに至り、遂に昭和十一年十一月十日、勅令に依る方面委員令が公布せられたのである、之れ恰も大正六年を去ること二十年、又斯業創設に鴻大無邊の大御心を垂れさせられた大正天皇神去りましてより御十年に相當する。

一、方面委員制度の普及發達の結果、現時各種の社会事業は勿論、國公共團體等の社会行政に於ても方面委員の活動に期待すべきものが頗る多い、従つて之が法制化せられること、ならば、將來益々發達すべき各種社会行政に於て圓滑に之を活用することが出來能率を増進する。

二、方面委員の使命は防貧救貧であるが、進んで要救護者の人格的向上を圖る爲には幾多の努力を拂はねばならない。かゝる職能を有する委員が全國に普

及したので、之に共通的指導精神を確立する爲法制化の必要が認められる。

三、從來方面事業は地方毎に任意に行はれ組織運営も區々であり、此間成績の上にも著しい優劣が生じてゐるので、採長補短全般的發展の爲法制化が必要である等、

かくて方面委員令は昭和十二年一月十五日より實施せられ、全國的に一層の發達を期することゝなつた、同方面委員令に於ける斯業の要綱は次の如くである。

指導精神 方面委員令第一條は「方面委員は隣保相扶の醇風に則り、互助共済の精神を以て保護指導のことに従ふ」と規定し、全國共通の指導精神を明示した。

設置主體及方面の設定 方面委員は原則として道府縣が之を設置することとなり、之が事業執行の地域的單位として町村を以て一方面に、市を以て數方面に分つことゝなつた。

人選 方面委員の人選は特に肝要事項であり、此當否に依つて斯業の成否が分れるので、本令には道府縣に方面委員銓衡委員會を設けて此重要事項に最善を盡すこととなつた。

職務 方面委員の職務は歴史的事實を尊重して左の如く定められ、方針の存する所及要目を明にした、特に第二號に於て要扶掖者の救護即ち救濟保護を圖るの外、其自立向上に努むべき建設的内容を強調したことは注目に値するものである。

- 一、擔任區域内に於ける居住者の生活状態を調査すること、
- 二、擔當區域に於ける扶掖を要する者の生活状態を審にし、其の救護に遺漏なからしめ又は其の自立向上を圖る爲必要なる指導を爲すこと、
- 三、社會施設との聯絡を密にし其の機能を援くること、

任期 方面委員の任期は漸次設定を見つゝあつたが、本令では之を四年に一定した、固より重任に依つて活動家の永年勤績を期待せねばならないが、同時

に任期中と雖、不適當な事情の生じたときは解任し得るの途を明示したのは斯業發展の一重要事項に解決の鍵を與へたものである。

方面委員會 は方面委員相互の連絡協同を圖ると共に、研究訓練上缺くことの出来ないもので、少くも毎月一回開催の方針を以て臨むこととなつたのは見逃し得ない事項である。

方面事業委員會 は府縣知事の諮問に應じて方面委員の聯絡統制其他、方面事業に關する事項を調査審議する機關で、之が運用に依つて方針の樹立及活動の促進を圖ることとなつた。

經費 方面委員、方面委員銓衡委員會、方面委員會及方面事業委員會に關する費用は道府縣の負擔となり、今後の進展に必要な財政的所屬を明瞭にした。

皇室の御庇護 方面事業の進展に伴い 皇室の御庇護は愈々厚く屢々觀櫻御會、觀菊總會に功勞者の御召を賜り又、皇太后陛下に於かせられては斯業御獎勵の御思召を以て、昭和十一年十二月廿五日全日本方面委員聯盟に御内帑を下

賜あらせられたが、本事業が、大正天皇の厚き大御心に依つて創設を見るに至り爾來社會救済に盡力せる功勞の少なからざるを嘉し給ひ、特に同日 先帝御十年の式年祭に方つて、全國方面委員中の功勞者九十二名に對し御下賜品の恩命を賜ひ、曾て本事業の創設進展に盡した子爵澁澤榮一氏、笠井信一氏、小河滋次郎氏の功勞を嘉し給ひ、その遺族に對し御菓子を賜はつたのである。懿徳高遠恐懼に禁へない所で、拜受者九十二名及三遺族は勿論、全國五萬餘の方面委員全部及關係者一同の光榮として感泣、將來一層の粉骨碎身を誓ひ合つたのである。

我國方面事業は以上の如き經過に依つて、益々進展しつゝあるが一面に於ては創設の精神に歸れとの叫びを聞く如く、洵に重要な轉換期に當面してゐる。即ち此際尙眞固方面事業精神の高揚に努むるは勿論、人選と指導に萬全を期し、基本的職務の把握遂行、専務職員を増設、方面事業思想の普及に依る援助團體の増加及、方面委員の全國的聯絡等に關し、眞摯熱烈な努力が緊要である。

第五節 經濟保護事業

凡そ物事の弊害は事後に匡救するよりも事前に対策を講ぶることが肝要であり一層効果的である。然るに、社會事業發展の経路に徴するに、既に屢々述べた如く救済の目的を有する事後的な救護事業が古くから發達したのに反して、防貧を目的とする事前的な經濟保護事業は、極めて最近の發達にかゝるものである。惟ふに世界大戰の影響に依る我國産業の著しい發展、經濟界の好況は家賃の昂騰物價の騰貴等を惹起して、勞働者其他小額所得階級者の生活難を齎し、社會的不安を現出したので、之が対策を急務とするに至つた。即ち各種の防貧的經濟保護施設が要望せられたので、政府は大いに力を須ひ、其指導助成の下に公共團體又は公益團體に於て住宅供給、公益質屋、公益市場、共同宿泊所、公益食堂、公設浴場等を經營するものが次第に多くなり、我國社會事業に種々な意味に於て一大轉機を劃するに至つたのである。

一、住宅供給並改善 我國に於ける住宅難は大正七、八年の頃、都市に於ける著しい事象として現れた。前にも述べた如く世界大戰に基く未曾有の好景氣は、異常なる産業の發達を招來し、之がため人口の都市集中が甚だしく且、人口の自然増加並、個人的小家族主義の傾向等は相俟つて、産業都市に於ては、著しく住宅の不足を來したのである。茲に於てか、政府は公共團體の住宅經營を勸奨し之が建設資金として、大藏省預金部資金及簡易生命保險積立金を低利に融通することとし、更に大正十年、互助的組織を内容とする住宅組合法を制定して、中産階級以下の住宅供給に力を盡した。斯くて、大正八年、大阪市及横濱市に於て小住宅を建設したのを初めとして、全國各地に公共團體又は公益團體の住宅供給事業が勃興し、昭和七年十二月現在に於て、既に住宅經營團體數二百六十一、建設戸數三萬三千五百戸に達してゐる。殊に關東大震災後、其善後施設の一として住宅供給を目的として設立された財團法人同潤會に於ては東京、横濱兩市を中心として、多數の木造住宅及アパートメントを建設し兩

市の住宅難を緩和したのである。

住宅組合は住宅組合法施行以來、漸次都市は勿論、其他の地にも普及し、昭和十一年十一月末に於て組合數二千八百十三、組合員三萬一千六百二十餘人、其建築費の總數六千九百三十餘萬圓に達してゐる。

以上は住宅の供給を目的とする施設であるが、住宅の質的改善を主な目的とするものに不良住宅地區改良事業がある。現在我國の大都市に於ては、他の各國のそれと同様、住宅とは認め難い程度の不良住宅地區が存在して衛生、風紀並保安上憂ふべき状態のものが多く、大正十四年の内務省調査に依ると、全國に於ける不良住宅地區二百十七、住宅棟數四萬一千七百七十四棟、七萬二千六百十二世帯、此居住者三十萬九千餘人に及んでゐる。此實情に鑑み、政府は昭和二年不良住宅地區改良法を制定實施して、先づ六大都市及其隣接町村中の代表的不良地區の住宅改善を實施することとした。而して爾來同法により改善せられたものは、東京、大阪、神奈川、兵庫、及愛知の五府縣の七地區で、その

總面積六萬二千二百五十坪に達してゐる。

尙住宅の改善に就ては農山漁村に於ける住宅の改善問題がある。之に對しては政府として未だ具體的の方策を立てるには至つてゐないが、道府縣に於て、或はモデルハウスを建設し、或は建築協會を設立して之が改善を奨励してゐるものが少くない。

二、公益質屋 貧困者に對する金融は、救貧的にも防貧的にも必要缺くべからざるものである。茲に於て、之が金融を目的とする質業は、夙に民間質業として衣類其他の動産擔保で行はれ庶民金融機關中、最も廣く利用せられてゐたが、民間質屋は營利に専念する爲、貸付利率甚だしく高く、利子の計算、質物の評價、流失處分等に於ても質入主の利益は没却せられ、之を利用する労働者其他の少額所得者は却て因窮に陥る状態にあつた、依つて之が救濟保護の必要が痛感されるに至つたが、遂に大正元年十月、宮崎縣細田村に漁業者を對象とする村營の質屋が創設せられ立派な成績を挙げたのである、政府は之等各種の

事情に鑑み、社會政策的見地より愈々庶民階級の經濟的保護を目的として公益質屋法を制定し、昭和二年八月十日より之を實施した。同法は其公益性に鑑み、市町村又は公益法人を經營主體たらしめ、而して貸付利率、利子計算方法、流質期限、質物處分方法等に關しては庶民金融の精神に則り、努めて利用者の便利と保護を圖ると共に、經營者に對しては其の設備費の二分の一の國庫補助を爲し經營に要する運轉資金及設備費に對し低利資金を融通し、他方營利質屋の新設に制限を加へて、公益質屋の普及發達を圖つたのである。其結果公益質屋は同法施行當時僅かに七十一個所よりなかつたものが、爾來逐年増加し昭和十一年四月末現在に於ては、市町村營一千六十八、公益法人經營二十三、合計一千九十一個所の設置を見るに至つた。然るに晩近經濟及金融の趨勢は都市農村を通じて庶民金融の梗塞を招來し、少額所得階級の困窮益々其の度を加へ就中、農漁山村に於て其甚しい情況を見るに至つたので、政府は時局匡救對策の一方法として、益々公益質屋の設置普及を圖るの緊切なことを認め、昭和七年度以

降大いに之が設置の奨励に努め、昭和十一年度末には全國千百十餘個所に増加した。昭和十年年度の公益質屋事業成績を示せば、業務取扱質屋數千七十九、利用者數二百八十七萬八千六百名、貸付口數三百四十九萬七千四百八十七、貸付金額千九百十八萬九千二百二十六圓、期末貸付金現在高八百八十萬八十二圓、辨濟口數三百十二萬九千三百二十二、辨濟金額千七百五十一萬九千六十二圓、貸付金に對する利子收入額九十三萬九千八百八圓、流質口數二十萬二千四百七十七、流質貸付元利金八十四萬八千六百六十三圓であつて、斯業利用範圍の廣いこと、共に其必要性が肯かれる。

公益市場

三、公益市場 公益市場は公共團體又は公益團體之を經營し、食料品其他の日用品を廉價乃至正常價格を以て供給すると共に、一般物價の不當な騰貴を抑制し小額所得階級の生活を保護する小賣市場であつて、大正七年大阪市に於て當時の世想に即應して、市營市場四ヶ所を開設したのを嚆矢とし、其後政府の奨励により漸次各地に其數を増し、昭和十一年三月末に於ては、二百七十八箇

所を數へ、一ヶ年賣上金額五千四百三十五萬四千四百三十二圓、一ヶ月平均賣上金額四百五十二萬九千五百三十六圓を示してゐるが、同市場は物價騰貴時代に最も必要視せられ物價下落時代には稍消極的な現象を呈することは、蓋し止むを得ない所である。

共同宿泊所
及公設食堂

四、共同宿泊所及公設食堂 共同宿泊所は獨身労働者其他、小額所得者に對し、低廉な料金又は無料にて宿泊の便宜を得せしめるもので、都市的社會施設として相當重要なものであるが、之と相俟つて都市社會施設として必要なものに安價榮養食を販賣する公設食堂がある。之に對しても小額所得階級保護の立場より政府は低利資金を融通して、其設置を奨励助成したので、昭和十一年三月末に於ける共同宿泊所は百五十五箇所、公設食堂は七十箇所に達してゐる。

公設浴場

五、公設浴場 公設浴場は廉價なる料金を以つて、衛生的な入浴設備を利用せしむるものであつて、庶民の保健及經濟保護施設として重要なものである、殊に他の福利施設は主として都市労働者を對象とするものであるが、公設浴場

は都會地以外に於ても、漁村其他の地に必要なものとして相當設置せられてゐる。蓋し我國に於ては都鄙を通じて自家用浴槽を有するものは、極めて少數の家庭に限られ、多くは銭湯若は貰風呂に依つて入浴するの狀態であるが、地方の銭湯は往々設備不完全で、非衛生的な上に入浴料も廉くないので、政府は從來低利資金融通等の方法に依つて、共同浴場の設置を奨励し、昭和十年度末現在浴場數百七十個所一ヶ月平均入浴者數百六十一萬八千四百餘人に達してゐるが尙甚だ不充分で今後一層充實を圖る必要があるものであらう。

第六節 職業保護事業

職業保護

職業は個人生活に於ても國家産業の發展に見るも洵に重要な事柄で之に不安の伴ふときは思想的にも經濟的にも動搖を生じ、又家庭的にも社會的にも由々しき問題となるのは明かな事實である、國民をして各其所を得せしむると云ふ言葉も具體的には職業問題に歸着する場合が少くない。

然るに、歐州大戰後の反動と關東大震災の影響並に世界的不況の繼續等に依つて、我國經濟界は不振を極め、工場閉鎖事業縮少等が相次ぎ起り、それが爲に、勞務者の需用は激減するのみか解雇者の續出を見るに至り、所謂失業問題を提起することゝなつた。

政府に於ては之が對策樹立の爲、先づ以て失業者増減の傾向を察知するの必要を感じ、昭和四年九月以降、各地方長官に毎月一日現在を以て、管下の失業者數を推定報告せしめることゝなつたのである、之によると昭和四年九月の失業者推定數は二十六萬八千人であつたが、翌五年九月には三十九萬五千人となり、昭和七年前半期には五十萬人を超えるに至つた。然るに同七年後半期以降時局匡救諸事業の施行と軍需品並輸出品工業の好轉に因り漸減の傾向に轉じ昭和八年九月四十萬人、昭和九年九月三十六萬五千人、昭和十年九月三十四萬人、昭和十一年九月三十三萬人に減少した。

かくの如き事情の下に於て政府が採用した失業救済の全國的施設は失業應急

事業であつたが、此外対策の主なるものとしては職業紹介事業、授産事業、失業共済事業及失業保険事業等を擧げることが出来る。

以下之等の施設を述べるに先立ち簡単に失業の意味を明かにして置きたい。世間では普通に仕事が無いことを失業と考へたり、學校卒業者の未就職状態をも含めたりしてゐるが、政府の保護対策に於ける失業には自から一定の意義が附されてゐる。簡単に云へば「失業とは從來官公吏又は雇傭人として公私の事務又は労働に従事してゐた者が、其職を失ひ、尙勤勞の意志と、勤勞に堪へる體力とを有してゐるに拘はらず、就業し得ない事情に在る者」を云ふのである。従つて自から商工業を經營して居た者、老衰、病弱、幼弱者等は勿論、再就職の意志の無い者の如きは所謂失業者の範圍より除外される。尙失業前月收二百圓以上の者も包含せないこととなつてゐる。

一、失業應急事業 大正十四年冬期、六大都市及其府縣をして主として日傭労働者の救済を目的とする公共土木事業を施行せしめたのを始めとして、以後

失業應急事業

毎年冬期之を施行せしめ、昭和四年度よりは必ずしも冬季に限定せず、又六大都市のみならず失業者の多い地方に對しても之を認め、事業の對象も日傭労働者のみならず廣く一般労働者の救済を圖り、漸次その範圍を擴張して今日に至つたのである。

失業應急事業の施行方法は、失業者の多い地方の公共團體が一定の條件に従つて之に當り、國家は勞力費の半額を補助すると共に、失業應急資金を融通して其實施を援助するのである。

小額給料生活者即智識階級者の就職は種々なる事情に依り一層困難なので、之が失業救済事業として、政府は昭和四年以來六大都市、(東京、大阪、京都、名古屋、神戸、横濱) 及當該關係府縣をして職業紹介所の紹介に基き統計調査、文書整理等の事務を行はしめ、國庫よりは就業手當並之に要する經費を補助し資金を融通する途を開いた。

昭和十一年度の失業應急事業施行狀況は、事業費豫算額三千五百三十七萬六

千十八圓、同上支出濟額二千三百七十四萬七千三百三十圓、勞力費豫算額千百二十六萬二千五百九十三圓、同上支出濟額七百九十二萬七千九百七十圓、勞働者使用豫定延人員八百十九萬四千三百三十五名、同上實際使用人員五百八十五萬五千三百六十九名である。

職業紹介事業

二、職業紹介事業 我國に於ける公益無料の職業紹介事業は、明治三十九年一月、救世軍が東京の本所區若松町に設置したのが始まりで、爾來漸次増加しつゝ、大正八年には四十八ヶ所に達した。

職業紹介法の實施

大正九年六月、第一回國際勞働總會に於て失業に關する條約案及勸告が決議せられたので、我國は翌十年四月に法律第五十五號を以て職業紹介法を發布し、同年七月一日より實施を見たのである。

同法に依れば公益職業紹介事業は國の監督の下に、原則として市町村營を以て行はれ、之が聯絡統一並に監督の特別官廳として、大正十二年中央並東京、大阪兩地方職業紹介事務局の設置を見、其後順次名古屋、福岡、青森、長野、

岡山に地方職業紹介事務局の増設を見た。

職業紹介法實施後、公益職業紹介事業は漸次發達を遂げ、別記取扱數字の示す如く、産業に對する勞務の供給並失業者又は未就職者に對する授職斡旋機關としても多大の事績を擧げたのである。

然し乍ら過去十五年の經驗に徴し職業行政の綜合化を圖る必要が認められたので、去る第六十九議會に於て職業紹介法を改正し、昭和十一年九月一日より之が施行を見ることゝなつた。改正の要點は

(イ) 職業紹介事務局を廢止すると共に、職業紹介所の聯絡及監督の事務を内務大臣及地方長官の下に移したること。

(ロ) 多數勞務者を雇傭せんとする者をして必要な事項を地方長官に通報せしむることゝしたこと等であつて、北海道、東京府、京都府、大阪府、神奈川縣、兵庫縣、新潟縣、長野縣、愛知縣、廣島縣及福岡縣には新に職業課を置き其他の縣には學務部社會課に此事務を配屬した。

職業紹介法の改正の要點

公益職業紹介所は大正十年七月、職業紹介法の施行以來年々増加し、昭和十二年四月一日現在では公立六百八十一、私立三十四計七百十五である。而して昭和十一年度に於ける一般職業紹介取扱成績は求人數二百二十九萬七千二百七十一名、求職者數百七十七萬八千四百四十五名、就職者數八十一萬二千三百二十七名であり、就職率四六%を示し、日備労働紹介取扱成績は求人數千二百十萬千三百三十六名、求職者數千三百六十六萬六千八百三十七名、就勞者數千二百二十七萬六百六十名である。

尙昭和十一年末に於ける俸給生活者専門の職業紹介所は東京市に一ヶ所、職業紹介所に此専門部を併置してゐるものは、全國に十四ヶ所あつて、昭和十一年度取扱成績は求人數三萬三千七百二十四名、求職者數九萬六千六百九十七名、就職者數二萬二千三百七十九名、就職率二三・一%を示してゐる。

入營者職業保障法

次に入營者職業保障法に就て述べて見たい。

兵役服務者をして後顧の憂なからしむる爲、其退營後に於ける就職並に復職

を保障することは最も緊要なことである。依つて政府は昭和六年十月一日、入營者職業保障法を制定實行するに至つたが、本法に於ては(一)一般に何人とも雖も被備者を求め、又は求職者の採否を決定する場合に於ては既に入營を命ぜられたる者、又は入營を命ぜらるゝことあるべき者に對し、其の故を以て就職上不利益な取扱を爲すべからざる事(二)常時五十人以上の被備者を使用する者は一定の事由のない限り被備者の入營した場合、其者の退營より三月以内に入營直前の勞務及給與と同等のものを以て之を採用すべきこと等を主なる事項として規定し、爾來此方針を以て全國的に實行促進に努めてゐる。

國營職業紹介事業

最後に今回實現された國營職業紹介事業に就て要領を述べたい。

從來公益の職業紹介所は市町村營を原則として發展し約七百五十の紹介所が全國主要地又は必要地に設置せられて相當著しい業績を挙げつゝあつたことは曩に述べたが、最近支那事變に依る國策は一方に於て、軍需勞務の充足の爲、他方に於て事變に伴つて起る職業轉換を圓滑にする爲、國民をして適材適所に

配置することの必要性が確認せられ茲に根本的な意味を以て職業紹介制度の改正となり昭和十三年七月一日より實行を見ることとなつた。

先づ改正職業紹介事業の目標は「勞務の適正な配置を圖るに在る」ことを明にし、従来の職業紹介所が動もすれば失業者救済の爲の消極的事業の如く見做されてゐたことの弊を刈除し、國民全般を対象として國家の要求する國防、産業並社會上の諸政策に順應しつゝ、勞務の需給關係を調整する機能を附與した。

職業紹介所の目標が、前記の様になつた當然の結果として、政府は自から此事業を行ふこととなり、全國四百の國營職業紹介所は政府管掌の下に総合的な活動を爲すのである。

職業紹介事業の内容としては求人求職の調整を行ふの外、積極的に職業指導を行つて、職業分析及勞働事情の調査を爲し、國家的、産業的、並家庭的の各事情の綜合調査に基いて、適職の選定を助け、且つ之が就職斡旋より就職後の輔導に及ばしめ、更に職業輔導に依つて、個々の求人に就職上必要な職業技術

又は知識を授けて其職業能力を補ふこととし、夫々適切な施設を講ずることとなつた。

運営機關としては固より全國樞要地に國立職業紹介網を完備し、關係市區町村には聯絡委員を設置して業務を補助せしめ、中央に於ては厚生省職業部、地方に於ては地方長官が之を統轄することとなつてゐる。

授産及職業輔導事業

三、授産及職業輔導事業 授産事業は失業者、小額所得者等の生活を緩和することを目的として建物其他の設備を利用せしめ、仕事を授くることに重點の置かれる施設である。此授産事業は當初極めて小規模な内職授産機關として創始せられたものであるが、先年來財界の不況、失業者簇出の傾向に伴ひ、之が對策の一として設置せられるものが漸次増加して來た。元々此事業は勞働力ある者に自力を以て、生活を維持向上せしむるものとして極めて有意義であるが、一面仕事の選擇及製品の販賣等に少なからざる苦心を伴ひ又物價の變動等に依つて思ひ懸けない損失を蒙ることもあり、經營上留意すべき事項が少くな

い。職業補導施設は前に国立職業紹介事業の項で述べた如き目的を持ち、主として職業能力を助長する所に重點が置かれ、授産事業とは密接な関係があるばかりでなく兩者の區別は判明し難い場合が少くない。又實際問題としても授産には或程度の補導を伴ひ、補導にも屢々授産的關係が随伴するので、此兩者は互に綜合せられて目的を達し得る場合が多い。

今昭和九年三月に於ける授産及職業補導施設を數へると公設二十八、私設百十五、合計百四十三箇所である。而して其等の事業種目は四十八種で、和服裁縫が最も多く洋服裁縫、ミシン編物等が其重なるものである。

四、失業共済及失業保険 日傭労働者の地位は時に甚だ不安定なもので、就勞することの出来ない場合は固より、不幸疾病傷害を受けたときの打撃等は忽ち老人並家族を生活窮乏の底に陥れ、其惨状は見るに忍びず労働力保存の上よりしても放任出来ないものである、此實情に鑑み日傭労働者を對象とする災害給付、失業給付、信用保證、其他の福利事業が共済施設の形を以て、主要労働

失業共済及
失業保険

大阪市労働
共済會

市街地に行はれることとなつた、現在我國に於て之を實施するものは財團法人東京市労働者共済會、財團法人大阪労働共済會、横濱市労働者共済會、神戸労働者保険組合及名古屋市労働者共済會の五大都市共済施設で、京都市に於ては市民の福利増進を圖る目的を以て、京都市々民共済會を設け、同會に於て失業保護に關する事業を行つてゐるが、其他の都市には未だ此種の施設がない。

然らば労働者共済施設の組織並事業等は如何なるものかと云ふに各地とも、同一趣旨の下に先づ大同小異である、依つて左に比較的早期に設立された財團法人大阪市労働共済會について概要を述べて一斑を推測することにしたい。

本共済會の創立は大正十三年六月で、當初本市の各職業紹介所が事業主に労働者の供給を爲す場合、業務上の負傷其他の災害に對する共済制度なく、又從來此の種の労働者供給請負の制度には多くの弊害と缺陷があつたので、之を匡救する目的を以て、一種の傷害保険制度を設けたのが始まりである、最初は労働者が日々僅少の會費（保険料）を醸出し自動的に相互共済の組織を作り、事

務所を大阪市社会部内に、出張所を職業紹介所内に置いた爾來實際の必要に應じて漸次施設の種類が増加したのである。此間特筆すべきは昭和七年一月屋外労働者に對する畫期的な保護立法として労働者災害扶助法が實施せられたに伴つて、傷害の共済に一大改正を加へたこと並同年六月全國に未だ其例を見ない一般勤勞者に對する失業保險制度を起したことであつた。

本組合の役員は會長に大阪市社会部長の職になる者を推し、理事は大阪市社会部員の職に在る者、及労働者保護に關し知識經驗ある者又は功勞のある者の中より推舉する、監事は大阪市監査部長の職に在る者を推し顧問に大阪市長、相談役に大阪市助役を推戴してゐる。

加入者は他の都市に於て、夫々労働紹介所の紹介に依り日傭労働に従事する者を申込により會員としてゐるのに對し、當市では事業別毎に加入の申込をした者を以て、會員の名稱を用ひず加入者と稱してゐる。

加入者の掛金は傷害保險事業一日一錢、宿泊共済事業一日一錢、(但海員ホー

ムは一人一泊三錢、一室一泊十錢) 失業保險事業第一種一ヶ月五十錢(保險給付一日五十錢) 第二種同七十錢(同七十錢) 第三種同一圓(同一圓) 健康信用共済事業に於ては、健康共済一圓、信用共済一圓、健康及信用共済一圓五十錢(何れも一ヶ年有效)である。尙福利施設としては勞銀立替、簡易食堂、商店事業、理髮所其他があるが、之に就ては別に掛金を要しない、尙大阪市立職業紹介所の紹介に依つて日傭労働者を雇傭する雇傭主は、作業の種類に依つて一人一日當り二錢乃至十錢の掛金をする。

事業の内容に就て主なるものを舉示すれば次の通である。

- イ、傷害保險事業 治療又は治療費の支給、休業扶助料一日に付標準賃金の百分の六十、障害扶助料の支給、遺族扶助料標準賃金の四百日分(但最低五百圓) 葬祭料標準賃金の三十日分(但最低三十圓) 打切扶助料(療養開始後一年經過の者) 標準賃金の百四十日分(但男子最低四百三十圓、女子最低二百七十圓) 歸郷旅費必要額支給、見舞金
- ロ、健康及信用共済事業(省略)
- ハ、失業保險 保險料及保險給付は前に述べたので省略するが給付日數は保險料の納付

一ヶ年未満の者には保険金を支拂はず一ヶ年以上二ヶ年未満二十五日間、二ヶ年以上三ヶ年未満四十日三ヶ年の者六十日、三ヶ年を超へる者には夫々一年を加へる毎に給付日数を増加する。

二、宿泊共済事業（省略）

最後に会員数を示すと東京（昭和十二年十二月末以下同じ）二萬九百九十一人、大阪一萬七千三百八十七人、横濱千二百九十五人、神戸千七百六十人、名古屋二十二名となつてゐる。

失業者更生訓練施設

五、失業者更生訓練施設 失業者の中には相當の能力を有する青壯年者が少くないが、失業層に陥るや自らも氣力を減耗し、社会亦之に門戸を閉すが如き傾向があつて、僅かに失業救済事業等に依り生活を維持するに過ぎないのは甚だ遺憾な現象である。惟ふに、之等青壯年は將來性に富み職業に對する適應性を有する者であるから、之に進んで勤勞精神を注入し元氣を旺盛せしめ職業的訓練を加へて自立更生の素地を涵養することは、洵に肝要事と謂はねばならぬ。

い。所謂失業者更生訓練施設はかゝる意味に於て實施せらるゝことゝなつた。

失業者更生訓練施設は、先づ東京府に依つて昭和九年度冬期から失業應急事業と併行的な施設として試みられた。即ち昭和九年度失業應急事業の一つである多摩川洪水敷埋立工事に就勞せしめる登録労働者を三つの社会事業教化團體に委託し、夫々一定の宿舍に指導員と共に規律ある團體生活を爲さしめ、教化訓練を行ひ、日常の経費を節約して賃銀の一部を強制貯金とし、他日更生の資に充てしめると云ふ訓練方法に依り、工事の終了する迄約六ヶ月間嚴格に實施されたのである。而して此の更生訓練修了者百十餘名中の大多數は當局者の盡力に依り、定備的職業を目指す職業補導施設に入り得たのであるが、東京府は更に昭和十年度に於ても同様の事業を施行し、特に訓練終了後の就職斡旋に重點を置いた結果、完全に終了者全員を定備化することを得、茲に失業者更生訓練の効果が立證されたのである。

従來の失業應急事業に於ても労働能力ある者には先づ仕事を與へて働かせ、

其勞銀に依つて生活苦を凌がせることを立前とし、直接金銭扶助を與へることは絶対に避けるの方針を以て一貫して來たのであるが、政府は前記の効果に依つて昭和十一年度よりは更に一步を進めて、六大都市及其府縣に於ける失業者更生訓練施設に助成することゝなつたのである。

尙本事業の實施に關しては之が中心たるべき指導員の人選が最も大切であるが、之と共に收容者の詮衡及訓練終了後の就職斡旋と生活指導が重視されなくてはならない。

支那事變下に於ける失業並轉業対策 事變發生以來軍需工業部門は、飛躍的發展を遂げつゝあるが、其半面にはゆる平和産業部門は相當の打撃を受け、不振に陥るものが少くない。従つて今次の現象は一面に失業、他面に勞力不足の奇觀を呈し之が對策に就ては失業救済よりも先づ其の事前防止に基調を置く必要がある。而して此失業防止の方策は（一）現在職業の維持に努めることであり（二）轉業に依り營業の繼續を圖ることである。又不幸失業した者に對し

支那事變下に於ける失業並轉業対策

ても單に傳來的な失業救済に止めず、進んで時局産業に斡旋し、失業救済と同時に生産力擴充の一石二鳥的效果を収めることが肝要である。政府に於ては問題の重要性に鑑み、對策の萬全を期する爲、先づ昭和十三年七月十六日勅令第五百七號を以て「失業對策委員會」を設置した。「失業對策委員會は中央失業對策委員會」及「道府縣失業對策委員會」より成り、前者は厚生大臣、後者は地方長官の諮問に應じ、支那事變に伴ふ失業對策に關する重要事項の調査審議を爲し、政府及道府縣は其の答申に基いて夫々施設を講ずることゝなつた。

次で九月二十一日商工省に「轉業對策部」を設置し、物資の需給調整に伴ふ中小商工業者の産業維持並轉業の指導に當ることゝなり、彼是相俟つて時變下の失業及轉業問題に善所されてゐる。

第七節 醫療保護事業

我國の救療事業は之を一般救療及結核、癩、精神病、花柳病等の豫防撲滅を

醫療事業

濟生會其他
一般救療事
業

目的とする特殊救療事業の二つに大別することが出来る。

一、**濟生會其他一般救療事業** 救療事業の対象となるべき要救療者の数は、内務省衛生局調によると昭和十年三月末に於て約四百萬人と見做されてゐる。而して斯業の現状を見ると、救療機關は^{恩賜財團}濟生會を初めとして、公私立施療病院及診療所等四五二箇所、其取扱ふ救療患者の数は一ヶ年約九十五萬人、昭和七年一月より實施せられた救護法による救療患者は約四萬人である。然るに、近年都市農村を通じて要救療者の数は年々増加し、殊に農山漁村に於ては醫療施設の少いものと、其經濟的事情とに依つて醫療を受け得ないもの、數は急激に増加しつゝある。此實情に鑑み政府は昭和七年八月長くも救療の資として皇室より下賜あらせられた恩賜金三百萬圓を基として、之に同額の國費を支出し、非常時局對策の一として昭和七年後半より三ヶ年計畫の下に農山漁村に重點を置く恩賜醫療救護を實施し、既往の施設と相俟つて國民救療の實を擧げんとした。然るに本施設は昭和九年度を以て終了したので、同十年度よりは國

費に依る此診療を繼續すると共に、昭和九年八月三菱合資會社より農村醫療施設費として指定寄付せられた金百萬圓を以て醫療施設なき三千餘の町村を大體の対象とし、之が醫療機關の設立を獎勵してゐるが、昭和九年度二百六十六ヶ所、同十年度二百ヶ所、同十一年度には二百二ヶ所の新設を見るに至つた。

國家の醫療代行機關であり救療事業の中心とも云ふべき^{恩賜財團}濟生會に就て一言すれば、同會は 明治天皇の 聖旨に基き御下賜金及朝野の協賛義捐金を基金として、明治四十五年設立せられて以來、内務省及地方官公署に對する委嘱事務として専ら救療の徹底に努めて來たが、昭和十一年十一月末現在病院十六、診療所六十六、療養所二、保健所一、診療班九、巡回診療班八の特設機關を有する外各地方の開業醫に診療を委託して一ヶ年約三十萬人の救療を行つてゐる。

二、**精神病の看護** 我國に於ける精神病者の數は社會生活の複雑化に伴つて年々増加し、昭和十年には八萬三千三百六十五人を數へてゐる。精神病者の保護に關しては、明治三十三年制定の精神病者監護法及大正八年制定の精神病

精神病の看護

院法があり、精神病者の監護を圖ると共に、その收容保護を目的として精神病院の設置を奨励してゐる。現在精神病者收容施設は、精神病院法による府縣立精神病院及代用精神病院其他の施設を合せて百九十四ヶ所、患者收容力一萬七千九百八十一人であつて、之を精神病者の總數に比して尙極めて貧弱な状態であり、人口一萬に對する收容力は僅かに二・六四で、之を歐米各國の三十内外に比較すると餘りに寡少である。最近に於ては精神病の豫防並早期治療を目的として精神衛生協會が設立せられる等活潑な運動を示して來たのは喜ぶべき事象である。

三、結核の治療豫防 結核は我國に於て特に關心を要する疾病である。我國の結核死亡は大正七年の死亡實數十四萬七百四十七人、人口一萬に對し二五・三人を最高記録として其後漸減しつゝあつたが、昭和八年度よりは稍増加を示し昭和九年に於ては實數十三萬一千五百二十五人、人口一萬に對し一九・三人となつた事は甚だ憂慮に堪へない次第である。之を基礎として専門家の推定すると

結核の治療
豫防

ころによれば、我國の結核患者は約百三十萬人と考へられ人口五十人につき約一人を算する割合となる、然し以上の數字は死亡届出に基いたものであるから、實際には他の病名に隠れた結核死亡者も亦少くない事は自ら明かである。

結核豫防方策は種々あるが先づ以て大切なことは國民に普く結核の豫防知識を教へることである。又療養所を設けて收容治療に萬全を期するの外、病毒傳播を防ぐことが肝要であり、更に結核豫防相談所網を整備して家庭内の結核患者を早期発見し、其の家族を指導啓發して之が傳染を豫防すること等である。

結核豫防知識の普及に關しては昭和十一年度政府に於て特に結核豫防國民運動を起し、内務省主催の結核豫防展覽會を東京、大阪、仙臺、金澤、名古屋、福岡の各地に開催したが、其他の地方に於ても亦結核豫防展覽會、講演會、座談會等適切なる施設を講ぜしめ爾來毎年結核豫防週間等を全国的に實施して一段結核豫防知識の普及に努力してゐる。次に結核患者收容所は昭和十一年七月末現在調に依れば現行結核豫防法に基く命令に依り設置せられたる公立療養所

二十七ヶ所、此收容定員五千〇五十四人、同上命令に依らずして設置せる療養所は五ヶ所、此收容定員五百六十二人である。而し乍ら昭和十二年政府に於ては結核蔓延の現状に鑑み、結核豫防法を改正して其適用範囲を擴張し醫師に對して命令の定むる所に依つて結核患者届出の義務を課し、之を公立結核療養所に入所せしめ得ることとした。

其他結核豫防施設としては、結核豫防法第六條並に第九條に依らずして施療患者を取扱ふ結核病院が昭和十年には三十施設あり此收容定員千七百八十名である。此外結核豫防法の規定に基き各地方長官の經營する結核健康診断所又は結核早期診断所等の諸施設がある。

次に昭和七年度より日本放送協會に於ては前年度末、聴取者數を基準に其の年度の聴取料一ヶ月分を道府縣に納付し之を結核豫防法に依らざる結核豫防施設費に充當することとなつた。而して昭和九年度には納付額合計百二十六萬一千餘圓に上つてゐるが、各道府縣に於ては之を主として結核豫防相談所の設置

癩豫防

費に充て其擴張を計つてゐる、其他各地の事情に應じて結核患者の依託入院、虚弱兒童の養護、輕快患者の保護並榮養品の配給等を実施してゐる。

四、癩の豫防 癩豫防の爲には明治四十年三月、法律第十一號を以て癩豫防法が公布せられ、同四十二年四月より實施を見るに至つた。而して同法に基いて全國を五區に分ち各區に道府縣聯合療養所を設置して患者の隔離保護其他の豫防方法が講ぜられてゐる。

大正八年三月行はれた全國一齊調査に依れば、癩患者總數一萬六千二百六十一人、其中、療養の資力を有せない救護患者は約一萬人に達する實情が判明した。然るに當時收容隔離せられて居つた者は、前記五ヶ所の道府縣立癩療養所に一千五百三十名と六ヶ所の私立癩療養所に三百餘名が在つたのみで、其總數は二千人に達せず、従つて、それ以外の多數患者は全国各地に散在して依然恐るべき病毒を傳播しつゝあつたのである。斯る實情に對し畏くも 皇太后陛下に於かせられては屢々御内帑金を下賜あらせられ之が御奨励の御仁慈を拜した

皇太后陛下
の御仁慈

ことは、洵に恐懼に堪へない。仍て政府は取り敢へず第一期計畫として前記療養の途を有せない一萬人の内、其半數五千人を收容し得る設備を講ずることに方針を決定し、十ヶ年計畫を以て道府縣立癩療養所の定員を四千五百人に増員し別に五百人を收容する國立癩療養所を建設することとし、前者については大正十年度以降年々擴張を計り、後者については昭和二年度以降、三ヶ年繼續事業を以て先づ定員四百人の國立癩療養所長島愛生園を岡山縣に建設することとなつた。其後、引續き擴張を行ひ更に昭和六年度には群馬縣草津町に栗生樂泉園を昭和九年度には鹿兒島縣大始良村に星塚敬愛園を設置して患者收容力の増加を計つてゐる。

五、花柳病の豫防 花柳病の蔓延状態については之を詳かにすべき精確な資料はないが、毎年施行せられる徴兵検査の結果に徴すると近年稍減少してゐる。尙昭和十一年の検査人員六十三萬五百六十六人中花柳病患者五千八百十九名で検査人員の九・二二%を示してゐる。

花柳病の豫防

本病の豫防は政府の夙に、留意するところであつて、明治九年各府縣に命じて娼妓の檢徴法を實施せしめ、後同三十三年娼妓取締規則を制定した。更に昭和二年花柳病豫防法を制定公布し、業態上、花柳病傳播の虞ある者を診療せしめて之が傳播を防止することとなり、診療施設としては厚生大臣の設置命令に依り、市其他の公共團體に設けた診療所の外、既存の公私立診療所を市町村の代用診療所として指定して居る。而して本法の趣旨を徹底する爲、花柳病に罹れる者の賣淫又は之を知つて賣淫を媒介若は容認した行爲に對しては罰金又は懲役を課することとなつた。尙昭和十一年十月末に於て代用花柳病診療所の數は百七十ヶ所である。

六、トラホームの豫防 トラホームの豫防に關しては大正八年制定せられたトラホーム豫防法があり、政府は之に基いて檢診並治療に力を注ぐ外、印刷物配布、講演會開催等に依つて、民衆に對し豫防知識の普及に努力して來たので最近我國のトラホーム患者率は逐年低下しつゝある。

トラホームの豫防